

# りそな・TOPIXオープン

追加型株式投資信託/インデックス型(TOPIX 連動型)

投資信託説明書 (目論見書) 2006年2月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



# りそな・TOPIXオープン

追加型株式投資信託/インデックス型(TOPIX 連動型)

投資信託説明書 (交付目論見書) 2006年2月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

当ファンドは、主としての値動きのあるマザーファンドに投資します。マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

- 1. この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「リそな・TOPIXオープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年2月20日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月21日にその届出の効力が生じております。
- 2.この投資信託説明書(交付目論見書)は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
- 3.投資信託説明書(請求目論見書)は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
- 4.「リそな・TOPIXオープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、 為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたしま す。当ファンドは元本が保証されているものではありません。



## 有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日平成18年 2月20日発 行 者 名ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社代表者の役職氏名代表取締役社長 右近 徳雄本店の所在の場所東京都中央区日本橋兜町5番1号

## 届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称

りそな・TOPIXオープン

募集内国投資信託受益証券の 金額

募集総額:上限3,000億円

有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所

該当事項はありません

## 目次

投資信言	<b>乇説明書(交付目論見書)の概要</b>	•••••	巻頭
第一部	証券情報		1
第二部	ファンド情報		4
第 1	ファンドの状況		4
1	ファンドの性格		4
2	投資方針		6
3	投資リスク		14
4	手数料等及び税金		17
5	運用状況		20
6	手続等の概要		24
7	管理及び運営の概要		25
第 2	財務ハイライト情報		29
第 3	内国投資信託受益証券事務の概要		32
第 4	ファンドの詳細情報の項目		33
約款			巻末

## 投資信託説明書(交付目論見書)の概要

投資信託説明書 (交付目論見書)の主要内容を概要としてまとめております。 ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分 ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

## りそな・TOPIXオープン

商品分類	追加型株式投資信託 / インデックス型(TOPIX連動型)
運用の基本方針	東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目標に運用を行ないます。
ベンチマーク	東証株価指数(TOPIX)
ファンドのリスク	ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある有価証券に 投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているもので はありません。
信託期間	原則として無期限
決 算 日	年1回決算、原則11月19日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として、決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。 ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
お 申 込 日	原則として毎営業日(午後3時まで、わが国の証券取引所の半休日の場合は午前 11時まで)取得のお申込みができます。
お 申 込 価 額	取得のお申込受付日の基準価額
お申込単位	自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位 一般コース : 1万口以上1万口単位
お申込手数料率	2.1%(税抜き 2.0%)を上限として販売会社が定める料率とします。
ご解約(換金)	・原則として毎営業日ご解約のお申込みができます。 ・ご解約代金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して5営業日目以降となり ます。
ご解約価額	ご解約のお申込受付日の基準価額
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率 0.63% (税抜き 0.60%) を乗じて得た額とします。 信託報酬の内訳等詳細につきましては、投資信託説明書本文をご覧ください。
委 託 会 社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	りそな信託銀行

## リそな・TOPIXオープン 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(毎月決算型の場合は6カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産
解 約 価 額	留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
	株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象
株式投資信託	となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類さ
17 以 以 良 后 癿	れます。また、募集期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。
	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1 口 1 円でスタートしま
基準価額	
本 年     祖 祖	すが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当た
	りの価額で表示されます。
	追加型株式投資信託の収益分配金や解約時の収益に対する課税対象額を、各受益者の取得によるように第四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
	得元本をもとに算出する方式です。また追加型公社債投資信託(日々決算型等を除く)については、第1 ましょうないます。 変されば アンドン おおま はいまった はった アンドン ヤッド
個 別 元 本 方 式	ても導入されつつあります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購
	入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当 ************************************
	該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
	ファンドの決算時に収益より支払われる金銭をいいます。当該分配金額を差し引いた(分配落
収益分配金	ち)後の基準価額が受益者の個別元本を下回る場合、その下回っている部分は元本の払戻し
	とみなされ、特別分配金(非課税)となります。同額または個別元本を上回る場合は、全額が普
	通分配金(課税)となります。なお、分配は行われないこともあります。
受 益 証 券	契約型投資信託における当該投資信託の保有者である受益者の受益権を表す証券のことで
	す。販売会社に保管を委託できます。
純 資 産 総 額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。予め決められた日(信託終了日)に運用を終了する
	満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受
旧此州庄田休识	益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信 託 報 酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託とも
但加生权其后癿	いいます。
ベンチマーク	ファンドの運用の目標となる指標をいい、運用実績を判断する目安となります。
	TOPIX(Tokyo Stock Price Index の略)ともいい、東京証券取引所が算出、発表している株価
-+ 14 /m 15 15 15	指数です。東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の時価総額が、基準時の時価総額
東証株価指数	と比較してどのくらい増減したか、ということを通じて市場全体の株価の動きを表しています。算
(TOPIX)	出方法は、基準時を昭和 43 年(1968 年)1 月 4 日(終値)に置き、その日の時価総額を 100 とし
	て、その後の時価総額を指数化しています。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

## 第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

リそな・TOPI X オープン(以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

記名・無記名の別:原則として無記名式(記名式への変更も可能)

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け :格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託受益証券(以下、「受益証券」といいます。)です。

(3) 発行(売出)価額の総額 3,000億円を上限とします。

(4) 発行(売出)価格

発行価格

取得申込受付日の基準価額\*とします。(当初元本:1口=1円)

ただし、「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含む ものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)によって収益分配金を再投資する場合の発行 価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

\*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を 計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます(ただし、便宜上1万口当た りに換算した価額で表示されます。)。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

#### 基準価額の照会方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する、ファンドの取扱いを行う登録金融機関(以下、「販売会社」といいます。)または委託会社(後述の「(12)その他 その他」をご参照ください。)にお問い合わせください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊に掲載されます(朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「TOPX」の略称で掲載されます。)

#### (5) 申込手数料

お申込手数料(1万口当り)は、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じた額とします。なお、本書提出日現在、この申込手数料率の上限は2.1%(税 抜き2.0%)となっております。

申込手数料には消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)相当額を含みます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。 申込手数料率等は、各販売会社にお問い合わせください。また、委託会社(お問い合わせ窓

口は、「(12)その他 その他」の末尾をご参照ください。) でもご照会いただけます。

## (6) 申込単位

「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2つのコースがあります。各申込コースの申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上 1円単位
 一般コ <b>ー</b> ス	1万口以上 1万口単位

取得申込代金(発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた額。以下同じ。)において1万円以上1円単位とします。

取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

「投資信託定期引出」(販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。)を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「投資信託定期引出」を選択することができます。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、 詳しくは販売会社(販売会社については「(12)その他 その他」のお問い合わせ先にご照 会ください。)にお問い合わせください。

## (7) 申込期間

平成 18年2月21日から平成19年2月19日までとします\*。

\*申込(継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8) 申込取扱場所

受益証券の取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社(販売会社については「(12)その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

\*販売会社によっては、一部の支店等で取扱いを行っていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

## (9) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社(販売会社については「(12)その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行う日に、各販売会社より委託会社 の口座を経由して、りそな信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)のファンドロ 座に払い込まれます。

## (10) 払込取扱場所

取得申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(8)申込取扱場所」と同一です。

## (11) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

#### (12) その他

取得申込みの方法等

- 1)受益証券の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。
- 2)分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「投資信託定期引出」を選択することもできます。

「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を 締結していただきます。その際、保護預りに関する契約を同時に締結していただきます。

「一般コース」の場合、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。

- 3)毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行う「定時定額購入取引(積立て)」につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- 4)原則として各営業日の午後3時(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11時)までに取得申込みが行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを 当日の受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問い合わせ先

#### お問い合わせ先

## ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル: 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午) ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

## 第二部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

- 1 ファンドの性格
- (1) ファンドの目的及び基本的性格

#### ファンドの目的

東証株価指数(TOPIX) と連動する投資成果を目標として運用を行います。

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄の株価を、それぞれの上場株式数で加重平均した指数で、東京証券取引所が発表しています。 具体的には昭和43年1月4日の東証一部上場全銘柄の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。新規上場銘柄や有償増資などに対しては、修正を加えることで指数の連続性を維持しています。

- \* TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、 株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIX の商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- \*株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。
- \*株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。
- \*株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の 算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
- \*「リそな・TOPIXオープン」は、TOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として 運用しますが、「リそな・TOPIXオープン」の基準価額とTOPIXの指数値が著しく乖離することがあります。
- \*「りそな・TOPIXオープン」は、株式会社東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。
- \*株式会社東京証券取引所は、「りそな・TOPIXオープン」の購入者又は公衆に対し、「り そな・TOPIXオープン」の説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- \*株式会社東京証券取引所は、当社又は「リそな・TOPIXオープン」の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- \*以上に限らず、株式会社東京証券取引所は「りそな・TOPIXオープン」の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・インデックス型(TOPIX連動型)\*に属します。

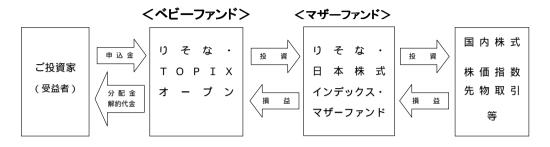
\*「インデックス型(TOPIX連動型)」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上、株式への投資に制限を設けず、TOPIX指数に連動する運用成果を目指すもの」として分類されるファンドです。

## 信託金の限度額

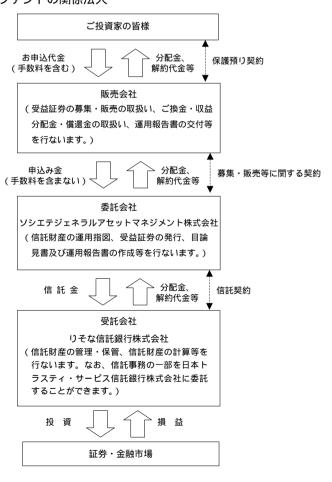
信託金の限度額は、3,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

#### ファンドの特色

- 1)「リそな・日本株式インデックス・マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。
- 2) 当ファンドは、「マザーファンド方式」により運用を行います。「マザーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。



(2) ファンドの仕組み ファンドの仕組みは、以下の通りです。 委託会社及びファンドの関係法人



#### 委託会社の概況

#### 委託会社の概況

名 称	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社					
資本の額	1 2 億円	1 2 億円				
会社の	昭和 46 年 11 月 22 日 山一投資カウン	vセリング株式会社設立				
沿革	昭和 55 年 1 月 4 日 山一投資カウン	vセリング株式会社から山一投資顧問株式会	会社へ社名変更			
,- '	平成 10 年 1 月 28 日 ソシエテ ジェ	ネラル投資顧問株式会社が主要株主となる				
	平成 10 年 4 月 1 日 山一投資顧問格	山-投資顧問株式会社からエスジ <b>-</b> 山-アセットマネジメント株式会社へ社名変更				
	平成 10 年 11 月 30 日 証券投資信託委	証券投資信託委託会社の免許取得				
	平成 16 年 8 月 1 日 りそなアセット	-マネジメント株式会社と合併し、ソシエテ	・ジェネラルアセットマ	ネジメント		
	株式会社へ社名変更					
大株主	名 称	住 所	所有株式数	比率		
の状況	ソシエテジェネラル投資顧問(株)	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000 株	100%		

(本書提出日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラルを「SG」ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「SG アセット マネジメント」または「SG AM」と表示することがあります。「SG」とはソシエテ ジェネラルを表すブランドであり、ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル

S G

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

SG アセット マネジメント

(本社・フランス パリ) または**SG AM** 

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 (本社・日本 東京) SG アセット マネジメント (ジャパン)

またはSG AM(ジャパン)

#### 2 投資方針

(1) 投資方針

運用方針

東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。 投資態度

- 1)主として「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券に投資し、東証株価指数(TOPIX)と連動する\*投資成果を目標として運用を行います。なお、わが国の株式等に直接投資することもあります。
  - \*TOPIXが上昇する場合には基準価額も連動して同程度の比率で上昇し、同指数が下落する場合には基準価額も連動して同程度の比率で下落することを目標としますが、基準価額と同指数値が著しく乖離することがあります(詳しくは、「3 投資リスク (1)ファンドのリスク 主なリスク 5)価格乖離リスク」をご参照ください。)。
- 2)運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用する方が有利と認められるときは、 当該先物取引等を活用することがあります。このため株式の実質投資総額と株価指数先物取 引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 3)株式の組入比率は原則として高位に保ちます。マザーファンドを通じて投資する現物株式

と株価指数先物取引等の実質投資割合は原則として100%程度とします。

- 4)株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 5)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等あるいは信託財産の規模によっては前記の運用ができないことがあります。
- 6)組入対象銘柄は、マザーファンドにおける組入銘柄を含め、主として東京証券取引所第一部上場株式としますが、東京証券取引所第一部上場銘柄であっても投資を行わない場合があります。

## 運用の形態

「マザーファンド方式」で運用を行います。当ファンドは、「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券に投資し、実質的な運用はマザーファンドで行います。

#### (2)投資対象

#### 主な投資対象

「リそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。 なお、株式等に直接投資することもあります。

投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - 1.有価証券
  - 2.有価証券指数等先物取引にかかる権利
  - 3.有価証券オプション取引にかかる権利
  - 4. 外国市場証券先物取引にかかる権利
  - 5. 金銭債権
  - 6. 約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。)
  - 7. 金融先物取引のうち取引所金融先物取引等にかかる権利
  - 8. 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第4条第6号で定める「スワップ取引」に限ります。)にかかる権利
  - 9.金銭を信託する信託(信託財産を主として前記1.から8.に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。)の受益権
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
  - 1. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引にかかる権利
  - 2. 為替手形

#### 有価証券の指図範囲等

委託会社は、信託金を「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券(証券取引法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。)
- 5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新 株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 9.外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証券または証書で、前記1.から8.の証券または証書の性質を有するもの
- 10.貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国法人に対する権利で前記 10. の権利の性質を有するもの

なお、前記 1.の証券または証書ならびに 9.の証券または証書のうち 1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から 6.までの証券ならびに 9.の証券のうち 2.から 6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

## 金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図できます。

- 1.預金
- 2. 指定金銭信託
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

前記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 の 1.から 4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

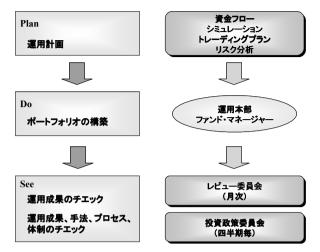
## (3) 運用体制

投資戦略の決定および運用の実行

CIOに承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

#### 運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。



\*委託会社の運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (4) 分配方針

## ・収益の分配

毎決算時(毎年1回、原則として11月19日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

#### 1)分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益\*および売買益\*(評価益を含みます。) 等の全額とします。

#### 2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

## 3) 留保益の運用方針

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については運用の基本方針に基づき運用を 行います。

- \*配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額)は、諸経費(信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額。以下同じ。)信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- \*売買益(売買損益に評価損益を加減した利益金額)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

## (5) 投資制限

信託約款に基づく投資制限

- (イ)株式への投資制限(約款「運用の基本方針」)
  - 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (ロ)新株引受権証券等への投資制限(約款第20条第4、5項)
  - 1)委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時 価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100 分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
  - 2)前記 1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ハ)外貨建資産への投資制限(約款「運用の基本方針」) 外貨建資産への投資は行いません。
- (二)投資する株式等の範囲(約款第22条)
  - 1)委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - 2)前記 1)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約 権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委 託会社が投資することを指図できるものとします。
- (ホ)同一銘柄の株式への投資制限(約款「運用の基本方針」)
  - 同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設けません。
- (へ)同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(約款第23条)
  - 1)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
  - 2)前記 1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ト)同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第24条)
  - 1)委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号に定めのあるもの(以下「転換社債等」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額のうち

信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図を行いません。

2)前記 1)において、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

## (チ)信用取引の指図範囲(約款第25条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図できます。
- 2)前記 1)の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2.株式分割により取得する株券
  - 3.有償増資により取得する株券
  - 4.売出しにより取得する株券
  - 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(商法第341条ノ3第1項第7号および第8号に定めがある新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
  - 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記 5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

## (リ) 先物取引等の運用指図(約款第26条)

- 1)委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所における、わが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- 2)委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に関するこれらの取引と類似の取引を行うことを指図できます。

#### (ヌ)スワップ取引の運用指図(約款第27条)

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを指図できます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間 を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについ てはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下

- 同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4)前記 3)においてマザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産におけるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。
- 5)スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 6)委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。
- (ル)有価証券の貸付の指図および範囲(約款第28条)
  - 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図ができます。
    - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
    - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で 保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
  - 2)前記 1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
  - 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行います。

#### (ヲ)資金の借入れ(約款第35条)

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

## 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律(以下、「投資信託法」という。)等により、次に掲げる取引は制限されます。

## (イ)同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託業者は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う、全ての 投資信託の投資信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当 該株式の総発行株式の数にかかる議決権の総数の 50%を超えることとなるときは、投資信 託財産をもって当該株式を取得することはできません。

## (ロ) 先物取引等の評価損の制限

委託会社は、信託財産の純資産の100分の50を乗じた額が、当該信託財産にかかる次の(a)および(b)に掲げる額(これら取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には、当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるものにかかわらず、当該信託財産にかかる有価証券先物取引等を行うことまたは継続することはできません。

- (a) 信託財産にかかる先物取引等評価損(有価証券オプション取引等(有価オプション証券取引、外国有価証券市場におけるこれと同類の取引および金融オプション取引(海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。)をいいます。以下、後記(b)において同じ)および有価証券店頭オプション取引等(有価証券店頭オプション取引、店頭金融先物取引および選択権付債券売買の売付約定にかかるものを除きます。)。
- (b) 信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定にかかるものにおける原証券等(オプションの行使の対象となる または複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似のものをいいます。)の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションにかかる帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書にか かる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書にか かる時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

#### (参考)「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

## (1) 運用方針

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

#### (2) 投資態度

主として東京証券取引所第一部上場株式に投資し、東証株価指数 (TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため株式の投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の投資総額の合計額が信託財産の純資産総額を超

えることがあります。

株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等あるいは信託財産の規模によって は前記の運用ができないことがあります。

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(スワップ取引)を行うことができます。

#### (3) 主な投資対象

わが国の証券取引所上場株式を主要投資対象とします。

#### (4) 主な投資制限

株式の投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合については、制限を設けません。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および 第8号の定めがあるものへの投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

## 3 投資リスク

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドは、主として値動きのあるマザーファンド受益証券に投資します。

マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。 当ファンドの受益証券への投資には、マザーファンド受益証券の価格変動に伴うリスクがあります。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元本および収益の確保が保証されているものではありません。また、ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でファンドを取得された場合は、投資者保護基金による支払対象ではありません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者の皆様に帰属します。

ファンドの主なリスクは以下の通りです。なお、これらは全てのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

#### 基準価額の主な変動要因

ファンドの資産価値に影響を及ぼすリスクとしては、主として以下のようなものがあげられます。

#### 1)価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響をうけ、価格が下落するリスクがあります。一般に、株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。

## 2)金利リスク

一般に金利が上昇した場合は、公社債の価格は下落し、公社債を組入れている場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があります。

## 3)信用リスク

公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト(債務不履行)が 生じた場合または予想される場合もしくは株式の発行会社に倒産や財務状況の悪化が生 じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落し(ゼロになる場合 もあります。) 当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼす場合があります。

## 4)流動性リスク

短期間での大量の解約により、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した 結果市場に大きなインパクトを与えた場合、基準価額が下落することがあります。市場 規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却 できないことがあります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の 価格が著しく低下することがあります。

## 5)価格乖離リスク

ファンドは、東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果を目指して運用を行いますが、次の理由により基準価額が東証株価指数(TOPIX)と乖離する場合があります。

- 1. 東証株価指数(TOPIX)の構成銘柄を全て組入れない場合があること
- 2.株式配当金の受取り、信託報酬およびファンドの監査費用等の控除、マザーファンドの信託財産留保額による影響
- 3. 運用の効率化を図るため株価指数先物取引等も活用することから、現物と先物の動き が連動していない場合の影響
- 4.株式または株価指数先物取引等の流動性が低下した場合における売買執行上の影響
- 5.追加設定、解約に伴う株式の買付、売却価格と終値の差による影響
- 6.株式売買委託手数料および先物売買手数料等を負担することによる影響その他の留意点

#### 1)ファンドの繰上償還

当ファンドは、受益権の残存口数が 10 億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

## 2)解約の中止

証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、解約請求の受付が中止されることがあります。

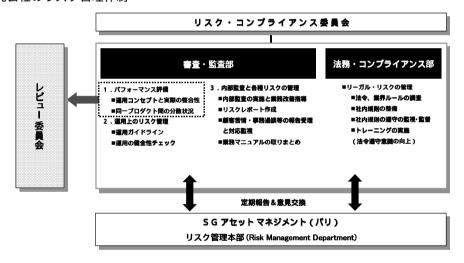
3)同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの影響

ファンドは、「マザーファンド方式」で運用を行うため、ファンドと同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの大口解約等により、マザーファンドに大量の売買が発生した場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

## (2) リスク管理体制

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは 適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド 特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

## 委託会社のリスク管理体制



\*上記は本書提出日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

## 4 手数料等及び税金

## (1) 申込手数料

お申込手数料(1 万口当り)は、取得申込受付日の基準価額に販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額とします。なお、本書提出日現在、その申込手数料率の上限は2.1%(税抜き2.0%)となっております。

申込手数料には消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を含みます。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

申込手数料率等は、各販売会社(販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

## お問い合わせ先

## ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル: 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午) ホームページアドレス: http://www.saam.co.ip/

(2) 換金(解約)手数料 換金(解約)手数料はありません。

## (3) 信託報酬等

- ・信託報酬等の額
  - 1)委託会社(販売会社が受取る報酬を含みます。)および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率 0.63%(税抜き 0.60%)を乗じた額とします。

(内訳は以下の通りとなります。)

委託会社	販売会社	受託会社
年率 0.21%	年率 0.315%	年率 0.105%
(税抜き 0.20%)	(税抜き 0.30%)	(税抜き 0.10%)

- 2)信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき に信託財産の中から支払います。
- 3)信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬の支払いのときに信託財産の中から支払います。

#### (4) その他の手数料等

信託事務等の諸費用(約款第40条)

1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の

利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。

2)信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に所定の率を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産の中から支払います。

#### その他の費用

- 1)ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引、オプション 取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合等の費用は、信託財産が 負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託 財産が負担します。
- 2)信託財産において資金借入れを行った場合、借入金の利息は、信託財産の中から支払います。

#### (5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、以下の取扱いになります。

## 個人の受益者に対する課税

(イ)個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに 一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%) の税率による源泉徴収が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普 通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、確定申告の必要はありません が、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失 については、確定申告により、株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となり ます。

なお、上記の 10% (所得税 7%および地方税 3%)の税率は、平成 20 年 4 月 1 日から、20% (所得税 15%および地方税 5%)となります。

(ロ)買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります(ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行った場合など一定の要件を満たす場合に限られます。)\*。買取差益は、譲渡所得として10%(所得税7%および地方税3%)の申告分離課税の対象となり、確定申告を行うことが必要です。確定申告により、買取り時の譲渡益は、株式売買損、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取り時の損失と、買取り時の譲渡損は株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の 10% (所得税 7%および地方税 3%)の税率は、平成 20年1月1日から、20% (所得税 15%および地方税 5%)となります。

- \*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額(個別元本超過額の7%)を差し引いた金額となります。
- (八)一部解約時、償還時および買取り時の損失については、確定申告を行うことにより3年の 繰越控除が認められます。
- (二)平成16年10月1日以降、特定口座の対象に国内公募株式投資信託が加わりました。

#### 法人の受益者に対する課税

- (イ)法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに 一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴 収されたものが法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金の うち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。 なお、上記の7%(所得税)の税率は、平成20年4月1日から15%(所得税)となり ます。
- (ロ)買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります(ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がその買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行った場合など一定の要件を満たす場合に限られます。)\*
  - \*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額(個別元本超過額の7%)を差し引いた金額となります。

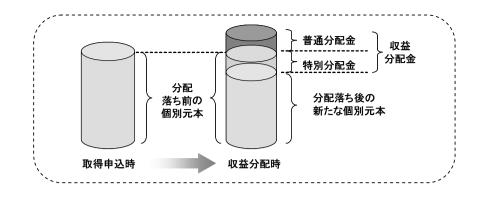
#### 個別元本について

- (イ)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行う都度、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (八)ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同 ーファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出 が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合 は各支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取 得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (二)受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金 \*を控除した額が、その後の個別元本となります。
  - \*「特別分配金」については、下記「 収益分配金の課税について」をご参照ください。

## 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、2)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載 内容が変更されることがあります。

## 5 運用状況

## (1) 投資状況

平成 17 年 12 月 30 日現在

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
りそな・日本株式インデックス・ マザーファンド受益証券	日本	1,829,017,800	85.82
株価指数先物取引 (TOPIX先物(買建))	日本	295,830,000	13.88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	6,463,642	0.30
合計 (純資産総額)	-	2,131,311,442	100.00

- (注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
- (注)株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

(参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

資産の種類	国名	時価(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,330,873,350	93.77
株価指数先物取引 (TOPIX先物(買建))	日本	213,655,000	6.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	7,718,980	0.22
合計 ( 純資産総額 )	-	3,552,247,330	100.00

- (注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。
- (注)株価指数先物の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

## (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

平成17年12月30日現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	リそな・日本株式 インデックス・ マザーファンド	1,256,538,747	1.3582	1,706,630,927	1.4556	1,829,017,800	85.82

## \*全1銘柄

- \*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。
- \*投資信託受益証券の数量は、所有口数を表示しております。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成 17 年 12 月 30 日現在

種別	取引所	数量(枚)	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引 (TOPIX 先物(買建))	東京証券取引所	18	290,018,900	295,830,000	13.88
合計		18	290,018,900	295,830,000	13.88

<sup>\*</sup>投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

## (参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成 17 年 12 月 30 日現在

					数量	帳簿金額		時価評価額		投資
順位	地域	種類	銘柄名	業種	(株)	単価 (円)	金額 (円)	単価 ( 円 )	金額 (円)	比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	22,500	4,130.10	92,927,355	6,120.00		3.88
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャ ル・グループ	銀行業	70	1,081,438.44	75,700,691	1,600,000.00	112,000,000	3.15
3	日本	株式	みずほフィナンシャルグル ープ	銀行業	84	580,595.21	48,769,998	936,000.00	78,624,000	2.21
4	日本	株式	三井住友フィナンシャルグ ループ	銀行業	47	784,947.51	36,892,533	1,250,000.00	58,750,000	1.65
5	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	275	172,743.52	47,504,469	180,000.00	49,500,000	1.39
6	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	6,200	5,563.23	34,492,036	6,730.00	41,726,000	1.17
7	日本	株式	キヤノン	電気機器	6,000	5,921.76	35,530,590	6,900.00	41,400,000	1.17
8	日本	株式	セブン&アイ・ホールディ ングス	小売業	8,000	3,287.09	26,296,755	5,050.00	40,400,000	1.14
9	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	5,900	5,495.32	32,422,426	6,380.00	37,642,000	1.06
10	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	69	463,412.14	31,975,438	536,000.00	36,984,000	1.04
11	日本	株式	松下電器産業	電気機器	16,000	1,748.89	27,982,282	2,275.00	36,400,000	1.02
12	日本	株式	ソニー	電気機器	6,900	4,048.75	27,936,379	4,820.00	33,258,000	0.94
13	日本	株式	ソフトバンク	卸売業	6,600	1,516.86	10,011,290	4,980.00	32,868,000	0.93
14	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	26,500	1,088.88	28,855,514	1,195.00	31,667,500	0.89
15	日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先 物取引業	13,000	1,527.52	19,857,800	2,260.00	29,380,000	0.83
16	日本	株式	ヤフー	情報・通信業	162	115,663.04	18,737,413	179,000.00	28,998,000	0.82
17	日本	株式	三菱商事	卸売業	10,800	1,641.97	17,733,361	2,610.00	28,188,000	0.79
18	日本	株式	東京電力	電気・ガス業	9,100	2,610.31	23,753,843	2,865.00	26,071,500	0.73
19	日本	株式	ミレアホールディングス	保険業	11	1,618,293.81	17,801,232	2,030,000.00	22,330,000	0.63
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	26	582,468.34	15,144,177	811,000.00	21,086,000	0.59
21	日本	株式	デンソー	輸送用機器	5,100	2,578.45	13,150,095	4,070.00	20,757,000	0.58
22	日本	株式	三菱地所	不動産業	8,000	1,313.51	10,508,100	2,450.00	19,600,000	0.55
23	日本	株式	新日本製鐵	鉄鋼	46,000	300.22	13,810,207	420.00	19,320,000	0.54
24	日本	株式	KDDI	情報・通信業	27	529,856.74	14,306,132	680,000.00	18,360,000	0.52
25	日本	株式	オリックス	その他金融業	600	18,223.66	10,934,200	30,050.00	18,030,000	0.51
26	日本	株式	日立製作所	電気機器	22,000	662.66	14,578,560	795.00	17,490,000	0.49
27	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	3,800	4,007.12	15,227,080	4,600.00	17,480,000	0.49
28	日本	株式	信越化学工業	化学	2,700	4,409.35	11,905,249	6,270.00	16,929,000	0.48

<sup>\*</sup>株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

	29	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	6,400	2,176.78	13,931,441	2,535.00	16,224,000	0.46
ſ	30	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	14	873,901.07	12,234,615	1,130,000.00	15,820,000	0.45

<sup>\*</sup> 上位 30 銘柄

## 業種別投資比率

平成 17 年 12 月 30 日現在

種類	地域	業種	投資比率(%)
株式	日本	銀行業	11.96
		電気機器	11.52
		輸送用機器	9.05
		情報・通信業	6.14
		化学	4.94
		小売業	4.78
		卸売業	4.48
		機械	4.21
		医薬品	3.34
		電気・ガス業	3.21
		陸運業	2.99
		その他金融業	2.67
		建設業	2.31
		不動産業	2.30
		鉄鋼	2.28
		証券、商品先物取引業	2.20
		食料品	2.15
		保険業	2.08
		サービス業	1.53
		その他製品	1.44
		繊維製品	1.22
		非鉄金属	1.13
		ガラス・土石製品	1.04
		精密機器	1.00
		石油・石炭製品	0.71
		ゴム製品	0.58
		海運業	0.51
		金属製品	0.48
		鉱業	0.42
		パルプ・紙	0.39
		倉庫・運輸関連業	0.32
		空運業	0.29
		水産・農林業	0.08
合計			93.77

<sup>\*</sup>投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の時価評価額比率です。

<sup>\*</sup>投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

平成 17 年 12 月 30 日現在

種別	取引所	数量(枚)	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引 (TOPIX 先物(買建))	東京証券取引所	13	207,208,650	213,655,000	6.01
合計		13	207,208,650	213,655,000	6.01

<sup>\*</sup>投資比率は、純資産総額に対する評価額比率です。

## (3) 運用実績

## 純資産の推移

平成 17 年 12 月 30 日(直近日)現在、同日前 1 年以内における各月末および第 1 期計算期間 末におけるファンドの純資産総額および基準価額 (1 万口当りの純資産額)の推移は次の通り です。

	純資産総額(百万円)		基準価	基準価額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)	
第1期計算期間末 (平成17年11月21日)	1,521	1,521	13,850	13,850	
平成16年12月末日	221	•	10,361	-	
平成17年1月末日	290	•	10,329	-	
2月末日	389	•	10,599	-	
3月末日	599	1	10,703	-	
4月末日	714	•	10,232	-	
5月末日	756	•	10,358	-	
6月末日	798	•	10,666	-	
7月末日	880	-	10,914	-	
8月末日	699	•	11,496	-	
9月末日	815	•	12,798	-	
10月末日	1,295	•	13,125	-	
11月末日	1,702	-	13,919	-	
12月30日(直近日)	2,131	•	14,917	-	

## 分配の推移

) 1 HD -> 1 Hz  >		
計算期間	1万口当り分配金(円)	
第1期計算期間 ( H16.11.19~H17.11.21 )	0	

## 収益率の推移

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間 (H16.11.19~H17.11.21)	38.5

## (注)収益率の算出方法:

計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期首の基準価額(1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を、前期末基準価額で除して100を乗じた数値です。

<sup>\*</sup> 株価指数先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

#### 6 手続等の概要

## (1) 申込(販売)手続等

ファンドを取得される際には、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込みください。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。

お申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時)までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

収益分配金の受取方法により、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	
一般コース	

取得申込総代金(発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費 税等相当額を加えた額。以下同じ。) において1万円以上1円単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」 (別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)を別途締結します。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、 詳しくは販売会社(販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い 合わせください。なお、定時定額購入取引を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじ め指定する日にあらかじめ指定した金額をもって受益証券の取得の申込みを行います。

## お問い合わせ先

#### ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル: 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午)

ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の1 口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料およびお申込手数料にかかる 消費税等相当額を加えた額となります。

前記 にかかわらず、委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

前記 にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

## (2) 換金(解約)手続等

換金に関する手続き、または換金価格についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

解約請求によりいつでも換金することができます。受益者(販売会社を含みます。)は、保有する受益証券につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
 自動けいぞく投資コース	1 口単位
―般コース	1 万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時)までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- 一部解約の場合の 1 万口当りの手取り額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から所得税および地方税(基準価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の 10%)を差し引いた金額となります。詳しくは「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご参照ください。
  - \*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。詳細は「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部 解約の実行の請求の受付を中止することができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記 の規定に準じて計算された価額とします。

解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

## 7 管理及び運営の概要

#### (1) 資産の評価

基準価額の計算方法

受益証券 1 口当たりの純資産額を基準価額といいます(ただし便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されます。)。

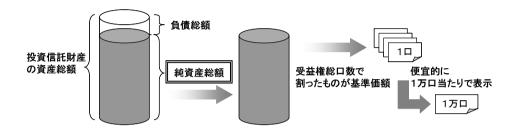
基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産

総額から負債総額を控除した金額 (「純資産総額」といいます。) を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、 算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット] にて「TOPX」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は1万口当たりで表示されたものが 発表されます。



## 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の 口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金\*は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等 に応じて計算されるものとします。

\*「収益調整金」とは、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### (2) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(4)信託の終了」により信託を終了させることがあります。

### (3) 計算期間

- 1) 当ファンドの計算期間は、原則として毎年 11 月 20 日から翌年 11 月 19 日までとします。
- 2)計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、 最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

### (4) 信託の終了(ファンドの繰上償還)

1.委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を

下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、 もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約 し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しよう とする旨を監督官庁に届け出ます。

- 2.委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその 旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべて の受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
- 5.委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6.前記3.~5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが 困難な場合には適用しません。
- 7.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8.委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信 託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、こ の信託は、下記「(5)信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と 受託会社との間において存続します。
- 9.受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、 委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

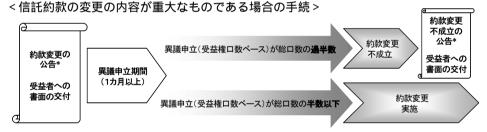
### <信託の終了の手続>



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

## (5) 信託約款の変更

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2.委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは原則として公告を行いません。
- 3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
- 5.委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~ 5.までの規定にしたがいます。



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

#### (6) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「(4)信託の終了 3.」または「(5)信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### (7) 運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了毎に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

## (8) 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

## (9) 開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の 最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(http://info.edinet.go.jp/)にて閲覧することができます。

## 第2 財務ハイライト情報

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の貸借対照表、 損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

なお、ここに表示する財務諸表 (「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」) は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書)) から抜粋して記載しております。

(2) 当ファンドは証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 1 期計算期間 (平成 16 年 11 月 19 日から平成 17 年 11 月 21 日まで)の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けております。

## リそな・TOPIXオープン

## 1 貸借対照表

	777 4 HD
	第 1 期 (平成 17 年 11 月 21 日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	227,624,380
親投資信託受益証券	1,311,741,467
派生商品評価勘定	13,517,400
未収入金	7,300,000
未収利息	6
差入委託証拠金	10,230,000
流動資産合計	1,549,953,253
資産合計	1,549,953,253
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	66,050
未払解約金	25,531,374
未払受託者報酬	480,895
未払委託者報酬	2,404,413
その他未払費用	23,984
流動負債合計	28,506,716
負債合計	28,506,716
純資産の部	
元本	
元本	1,098,539,546
剰余金	
期末剰余金	422,906,991
(分配準備積立金)	(204,508,255)
純資産合計	1,521,446,537
負債・純資産合計	1,549,953,253

# 2 損益及び剰余金計算書

	第 1 期 自 平成 16 年 11 月 19 日 至 平成 17 年 11 月 21 日
科目	金額(円)
経常損益の部	
営業損益の部	
営業収益	
受取利息	166
有価証券売買等損益	266,019,467
派生商品取引等損益	13,451,350
営業収益合計	279,470,983
営業費用	
受託者報酬	679,115
委託者報酬	3,395,469
その他費用	33,837
営業費用合計	4,108,421
営業利益	275,362,562
経常利益	275,362,562
当期純利益	275,362,562
一部解約に伴う当期純利益分配額	70,854,307
期首剰余金	-
剰余金増加額	279,805,901
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(279,805,901)
剰余金減少額	61,407,165
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(61,407,165)
分配金	-
期末剰余金	422,906,991

# 重要な会計方針

	第1期
項目	自 平成 16 年 11 月 19 日
	至 平成 17 年 11 月 21 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は、移動平均法に基づき時価で評価し
	ております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の
	基準価額に基づいて評価しております。
2 派仕辛口の証価其準乃が証価さけ	
2.派生商品の評価基準及び評価方法	│ 派生商品は、原則として個別法に基づき時価で評価してお │ ります。
	Ux 9
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準
	約定日基準で計上しております。
4.その他	   当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成 16 年
	11 月 19 日から平成 17 年 11 月 21 日までとなっております。

# 第3 内国投資信託受益証券事務の概要

# (1)ファンド受益証券の名義書換

受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求することができます。名義書換手続きは委託会社にて行うものとし、受益者から請求があるときは、取扱販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。

名義書換手続きは、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

# (2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

# (3)受益証券の譲渡制限

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

# (4)受益証券の再発行

無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したと きは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより 再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記 、 の規定を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

# 第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
  - 1 申込(販売)手続等
  - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
  - 1 資産管理等の概要
    - (1) 資産の評価
    - (2) 保管
    - (3) 信託期間
    - (4) 計算期間
    - (5) その他
  - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
  - 1 財務諸表
    - (1) 貸借対照表
    - (2) 損益及び剰余金計算書
    - (3) 附属明細表
  - 2 ファンドの現況 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

# りそな・TOPIXオープン 約款

### 【運用の基本方針】

第21条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方 針は次のものとします。

### 【基本方針】

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連 動する投資成果を目標に運用を行います。

# 【運用方法】

### (1)投資対象

リチな・日本株式インデックス・マザーファンド受益証券 を主要投資対象とします。なお、わが国の株式等に直接投資 することもあります。

### (2)投資態度

- 1. 主として、りそな・日本株式インデックス・マザーファ ンド受益証券に投資し、東証株価指数(TOPIX)と連 動する投資成果を目標として運用を行います。
- 2. 運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を活用 することがあります。このため株式の実質投資総額と株価 指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計額が信託 財産の純資産総額を超えることがあります。
- 3.株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資す る場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外 の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなし【信託の種類、委託者および受託者】 た部分を含みます。) への投資は、原則として信託財産総 額の50%以下とします。
- 4. ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情に よっては、上記のような運用が出来ない場合があります。【信託事務の委託】

なお、国内において行われる有価証券先物取引、有価 証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にか かる先物取引および金利にかかるオプション取引ならび に外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証 券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかか【信託の目的、金額および追加信託の限度額】 る先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の 第3条 委託者は、金52,143,988円を受益者のために利殖の 取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行う ことができます。また、信託財産に属する資産の効率的な 運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受 取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件 のもとに交換する取引(スワップ取引)を行うことができ ます。

## 【運用制限】

- (1)株式の実質投資割合には制限を設けません。
- (2)外貨建資産への投資は行いません。
- (3)新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合 は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とし
- (4)同一銘柄の株式への実質投資割合については、制限を設け 第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、
- (5)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実 質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (6)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商【当初の受益者】

- のへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下 とします。
- (7)有価証券先物取引等は、第26条の範囲で行います。
- (8)スワップ取引は、第27条の範囲で行います。

### 【収益分配方針】

毎決算時(毎年1回、原則として11月19日。ただし、当 該日が休業日の場合は翌営業日とします。) に、原則として 次の通り収益分配を行う方針です。

### (1)分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益およ び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘 案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場 合には分配を行わないこともあります。

# (3)留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、 運用の基本方針に基づき運用を行います。

# 追加型証券投資信託

リそな・TOPIXオープン

第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネ ラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、 りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務 の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営 等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務 の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締 結し、これを委託することができます。

目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000 億円を限 度として信託金を追加できるものとし、追加信託を 行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面 を委託者に交付します。

> 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変 更することができます。

# 【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1 項、第48条第1項、第49条第1項または第51条第 2 項の規定による信託終了の日または信託契約解約 の日までとします。

### 【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当 し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13 項で定める公募により行われます。

法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるも 第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者

は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7 条の規定により分割された受益権は、その取得申込 口数に応じて、取得申込者に帰属します。

### 【受益権の分割および再分割】

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権につい ては 52,143,988 口に、追加信託によって生じた受益 権については、これを追加信託のつど第8条第1項 の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

> 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益 権を均等に再分割できます。

### 【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準 価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた 額とします。

> この約款において基準価額とは、信託財産に属する 資産(受入担保金代用有価証券は除く)を法令およ び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して 得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金 額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日に おける受益権総口数で除した金額をいいます。

# 【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることに より差異を生ずることはありません。

# 【受益証券の発行および種類】

表示する受益証券を発行します。この場合の受益証 券は、原則として収益分配金交付票付の無記名式と します。

> 委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、 100 万口券、1,000 万口券および 1 億口券の 5 種類と します。

保護預り契約および自動けいぞく投資約款(別の名 称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの とします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当 該別の名称に読みかえるものとします。)にしたがう【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】 いて、委託者の指定する証券会社(証券取引法第2 条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者 に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社【無記名式の受益証券の再交付】 を含みます。以下同じ)または登録金融機関(証券 第15条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、 取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関を いいます。以下同じ)が保管する受益証券の種類は、 前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示 した受益証券とすることができます。

# 【受益証券の発行についての受託者の認証】

第11条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行す る受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の 認証を受けなければなりません。

証券に記載し記名捺印することによって行います。

### 【受益証券の申込単位および価額】

第 12 条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、 第10条の規定により発行された受益証券を、その取 得申込者に対して1万口以上1万口単位をもって取【受益証券の再交付の費用】 の指定する証券会社または登録金融機関と別に定め

る契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をも って取得の申込みに応ずることができるものとしま

前項の受益証券の価額は、取得申込受付日の基準価 額に、手数料および当該手数料にかかる消費税およ び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相 当する金額を加算した価額とします。ただし、この 信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価 額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に かかる消費税等に相当する金額を加算した価額とし

前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社ま たは登録金融機関がそれぞれ別に定めるものとしま

第1項の規定にかかわらず、委託者は、証券取引所 における取引の停止その他やむを得ない事情がある ときは、受益証券の取得申込みの受付を中止するこ と、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取 り消すことができます。

第2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契 約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証 券の価額は、原則として、第38条に規定する各計算 期間終了日の基準価額とします。

### 【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続】

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を 第13条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって 請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに 記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引 き換えに無記名式の受益証券を交付します。

> 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続 きによって名義書換を委託者に請求することができ **ます**.

> 前項の規定による名義書換の手続きは、第38条に規 定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止しま

契約(以下「別に定める契約」といいます。) に基づ 第 14 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義 書換によらなければ、委託者および受託者に対抗す ることができません。

公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定 める手続きにより再交付を請求したときは、無記名 式の受益証券を再交付します。

# 【記名式の受益証券の再交付】

第 16 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、 委託者の定める手続きによって再交付を請求したと きは、記名式の受益証券を再交付します。

# 【受益証券を毀損した場合等の再交付】

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益 第17条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、 当該受益証券を添え、委託者の定める手続きによっ て再交付を請求したときは、受益証券を再交付しま す。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の 規定を準用します。

得の申込みに応ずるものとします。ただし、委託者 第 18 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に 対して実費を請求することができます。

### 【投資の対象とする資産の種類】

- 第19条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨 表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるもの とします。
  - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信 託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定め るものをいいます。以下同じ。)
  - イー有価証券
  - 口,有価証券指数等先物取引にかかる権利
  - 八. 有価証券オプション取引にかかる権利
  - 二.外国市場証券先物取引にかかる権利
  - 木. 金銭債権
  - へ,約束手形(証券取引法第2条第1項第8号に掲 げるものを除きます。)
  - ト .金融先物取引のうち取引所金融先物取引等にか かる権利
  - チ.金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人 に関する法律施行規則第 4 条第 6 号で定める 「スワップ取引」に限ります。) にかかる権利
  - リ、金銭を信託する信託(信託財産を主として前各 号に掲げる資産に対する投資として運用する ことを目的とする場合に限る。) の受益権
  - 2.次に掲げる特定資産以外の資産
    - イ .外国有価証券市場において行われる有価証券先 物取引と類似の取引にかかる権利
    - 口. 為替手形

### 【運用の指図範囲】

第20条 委託者は、信託金を、主としてソシエテジェネラル アセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそ な信託銀行株式会社を受託者として締結された親投【運用の基本方針】 ーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) の受益証券および次の有価証券に投資することを指

- 1. 株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券(証券取引 法第2条第1項第3号で定めるものをいいます。)
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となっ た新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権 付社債券」といいます。) の新株引受権証券を除 きます。)
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第 2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
- 7. コマーシャル・ペーパー
- 8. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新 株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新 【同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限】 株予約権証券
- 9. 外国または外国法人の発行する本邦通貨表示の証 券または証書で、前各号の証券または証書の性質 を有するもの
- 10.貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項 第1号で定めるものをいいます。)
- 11. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有 するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第9号の証 券または証書のうち第1号の証券または証書の性質 を有するものを以下「株式」といい、第2号から第 6号までの証券ならびに第9号の証券のうち第2号 から第6号までの証券の性質を有するものを以下 「公社債」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、 次に掲げる金融商品により運用することを指図する ことができます。

- 1. 箱余
- 2. 指定金銭信託
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、 償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用 上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項 の第1号から第4号までに掲げる金融商品により運 用することの指図ができます。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引 受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザー ファンドの信託財産に属する新株引受権証券および 新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属する とみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額 の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしま

前項において信託財産に属するとみなした額とは、 信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザ ーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資 産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資信託であるりそな・日本株式インデックス・マザ 第 21 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定め る運用の基本方針にしたがって、その指図を行いま ₫.

## 【投資する株式等の範囲】

第22条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権 証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所 に上場されている株式の発行会社の発行するもの、 および証券取引所に準ずる市場において取引されて いる株式の発行会社の発行するものとします。ただ し、株主割当または社債権者割当により取得する株 式、新株引受権証券および新株予約権証券について は、この限りではありません。

> 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定 の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目 論見書等において上場または登録されることが確認 できるものについては、委託者が投資することを指 図することができるものとします。

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権 証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファ ンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および 新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属する とみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額 の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしま せん。

前項において、信託財産に属するとみなした額とは、

信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザ ーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資 産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### 【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債な らびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1 項第7号および第8号の定めがあるもの(以下「転 換社債等」といいます。) の時価総額とマザーファン ドの信託財産に属する当該転換社債等の時価総額の うち信託財産に属するとみなした額との合計額が、 信託財産の純資産総額の100分の10を超えることと なる投資の指図をしません。

> 前項において、信託財産に属するとみなした額とは、 信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザ ーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資 産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### 【信用取引の指図範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信用取引により株券を売り付けることの指図をする ことができます。なお、当該売り付けの決済につい ては、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うこ との指図をすることができるものとします。

> 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価 証券の発行会社の発行する株券について行うことが できるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合 計数を超えないものとします。

- 1.信託財産に属する株券および新株引受権証書の権 利行使により取得する株券
- 2. 株式分割により取得する株券
- 3. 有償増資により取得する株券
- 4.売り出しにより取得する株券
- 5.信託財産に属する転換社債の転換請求および新株 予約権(商法第341条/3第1項第7号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債の新株予約権【有価証券の貸付の指図および範囲】 に限ります。) の行使により取得可能な株券
- 6.信託財産に属する新株引受権証券および新株引受 権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産 に属する新株予約権証券および新株予約権付社債 券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。) の行使により取得可能な株券

# 【先物取引等の運用指図】

第26条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先 物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オ プション取引ならびに外国の取引所におけるわが国 の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引およ び有価証券オプション取引と類似の取引を行うこと の指図をすることができます。なお、選択権取引は、 オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。 委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先 物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所【保管業務の委任】 の取引を行うことの指図をすることができます。

### 【スワップ取引の運用指図】

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用な らびに価格変動リスクを回避するため、異なった受【有価証券の保管】

定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取 引」といいます。)を行うことの指図をすることがで

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約 期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超え ないものとします。ただし、当該取引が当該信託期 間内で全部解約が可能なものについてはこの限りで はありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に かかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファ ンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の 総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計 額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」とい います。以下同じ。)が、信託財産の純資産総額を超 えないものとします。なお、信託財産の一部解約等 の事由により、当該純資産総額が減少して、スワッ プ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額 を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、 その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約 を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの信託財産にかかるス ワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属す るとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に かかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファ ンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属 するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗 じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市 場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するもの とします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供 あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提 供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、 信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範 囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時 価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計 額の50%を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債 の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社 債の額面金額の合計額の 50%を超えないものと します。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合 には、委託者は速やかに、その超える額に相当する 契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めた ときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似 第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する 資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに 充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契 約を締結し、これを委任することができます。

取り金利または異なった受取り金利とその元本を一 第 30 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に

基づき、保管振替機関等に預託し保管させることが できます。

### 【混蔵寄託】

第31条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還 金等について円貨で約定し円貨で決済する取引によ り取得した外国において発行されたコマーシャル・ ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契 約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会【信託の計算期間】 社の名義で混蔵寄託できるものとします。

### 【信託財産の表示および記載の省略】

第32条 信託財産に属する有価証券については、委託者また は受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示お よび記載をしません。

### 【一部解約の請求および有価証券の売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益 証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価 証券の売却等の指図ができます。

### 【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定によるマザーファンドの受益 【信託財産に関する報告】 却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分 配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金お よびその他の収入金を再投資することの指図ができ **ます**.

### 【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の【信託事務等の諸費用】 当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借 入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金 借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指 図をすることができます。なお、当該借入金をもっ て有価証券等の運用は行わないものとします。

> 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間 は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で 保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間また は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保 有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは 受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有 する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営【信託報酬等の額】 当該有価証券の売却代金、金融商品の解約代金およ び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。た だし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日におけ る信託財産の純資産総額の10%を超えないこととし

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

### 【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた 利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

# 【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、 新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申 出があるときは、受託者は、資金の立替えをするこ とができます。

> 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式 の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の

配当金およびその他の未収入金で、信託終了日まで にその金額を見積りうるものがあるときは、受託者 がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができ ます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託 者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定め

第38条 この信託の計算期間は、毎年11月20日から翌年11 月19日までとすることを原則とします。ただし、第 1計算期間は平成 16年 11月 19日から平成 17年 11 月21日までとします。

> 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終 了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営 業日とし、その翌日より次の計算期間が開始される ものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、 第4条に定める信託期間の終了日とします。

証券にかかる信託契約の一部解約金、有価証券の売 第39条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産 に関する報告書を作成して、これを委託者に提出し

> 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託 財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提 出します。

安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手 第 40 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸 費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに信託 財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にか かる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」とい います。) は、受益者の負担とし、信託財産中から支 弁します。

> 信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、第38条に規 定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総 額に所定の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最 初の 6 ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了 のとき、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する 金額とともに信託財産中より支弁するものとします。

業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は 第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条 に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資 産総額に年 10,000 分の 60 の率を乗じて得た額とし ます.

> 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了 日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財 産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間 の配分は別に定めます。

> 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額 を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

# 【収益分配】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次 の方法により処理します。

> 1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およ びこれ等に類する収益から支払利息を控除した額 (以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、 信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に

分配することができます。なお、次期以降の分配 払いに関する受託者の免責】 金にあてるため、その一部を分配準備積立金とし 第44条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計 て積み立てることができます。

2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売 買益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および 当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を 控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売 買益をもって補てんした後、受益者に分配するこ とができます。なお、次期以降の分配にあてるた め、分配準備積立金として積み立てることができ

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、【収益分配金および償還金の時効】 次期に繰り越します。

# 【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委 託者の指定する日から収益分配金交付票と引換えに 受益者に支払います。

> 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づい て収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託 者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に【信託の一部解約】 金融機関に交付します。この場合、委託者の指定す る証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅 滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得 の申込みに応じたものとします。ただし、第46条第 3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受 益証券に帰属する収益分配金があるときは、前項の 規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会 社および登録金融機関は、前項の受益者がその有す る受益証券の全部もしくは一部の口数について、あ らかじめ前項の収益分配金の再投資にかかる受益証 券の取得の申込みを中止することを申し出た場合に おいては、当該受益証券に帰属する収益分配金を当 該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定 する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算 して、原則として 5 営業日目から受益者に支払いま

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解 約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および 登録金融機関の営業所等において行うものとします。 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益 調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益証 【信託契約の解約】 券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめそ の印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益 分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受 益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出 印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金およ び償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、 印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生 じた損害についてその責を負わないものとします。

相当する金額を控除した後、その残額を受益者に【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支

算期間終了日の翌営業日までに、償還金(信託終了 時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除 した額をいいます。以下同じ。) については第 43 条 第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解 約金については第43条第5項に規定する支払日まで に、その全額を委託者に交付します。

> 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、 償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に 対する支払いにつき、その責に任じません。

第 45 条 受益者が、収益分配金については第 43 条第 1 項に 規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求し ないとき、ならびに信託終了による償還金について は第43条第4項に規定する支払開始日から10年間 その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に 帰属します。

収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録 第 46 条 受益者 ( 委託者の指定する証券会社および登録金融 機関を含みます。)は、自己の有する受益証券につき、 委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益 証券または委託者の指定する証券会社および登録金 融機関の所有にかかる受益証券については1口単位) をもって一部解約の実行を請求することができます。 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、 委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対 し、受益証券をもって行うものとします。

> 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付 けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 前項の一部解約の価額は、解約請求受付日の基準価 額とします。

> 委託者は、証券取引所における取引の停止その他や むを得ない事情があるときは、第1項による一部解 約の実行の請求の受付を中止することができます。 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され た場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当 日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、 受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場 合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受 付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一 部解約の実行の請求を受付けたものとし、第 4 項の 規定に準じて計算された価額とします。

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、信託 契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契 約を解約することが受益者のため有利であると認め るとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合におい て、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を 監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約

しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した 書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対 して交付します。ただし、この信託契約にかかるす べての受益者に対して書面を交付したときは、原則 として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者 は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らない ものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権 の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 第1項の信託契約の解約を行いません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととした ときは、解約しない旨およびその理由を公告し、か つ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益 者に対して交付します。ただし、すべての受益者に 対して書面を交付したときは、原則として、公告を 行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照 らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であ って、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公 告および書面の交付を行うことが困難な場合には適 用しません。

### 【信託契約に関する監督官庁の命令】

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令 を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を 解約し信託を終了させます。

> 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款 を変更しようとするときは、第52条の規定にしたが います。

### 【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第49条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解 散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、【信託約款に関する疑義の取扱い】 この信託契約を解約し、信託を終了させます。 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約 に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引 き継ぐことを命じたときは、この信託は第52条第4【付則】 項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と 第1条 第43条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税 受託者との間において存続します。

# 【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第50条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することが あり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲 渡することがあります。

> 委託者は、分割により営業の全部または一部を承継 させることがあり、これに伴い、この信託契約に関 する営業を承継させることがあります。

### 【受託者の辞任に伴う取扱い】

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任す ることができます。この場合、委託者は、第52条の 規定にしたがい、新受託者を選任します。

> 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は この信託契約を解約し、信託を終了させます。

# 【信託約款の変更】

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときま たはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と 受託者 東京都千代田区大手町一丁目1番2号 合意のうえ、この信託約款を変更することができる

ものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および その内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大 なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨 およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記 載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益 者に対して交付します。ただし、この信託約款にか かるすべての受益者に対して書面を交付したときは、 原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者 は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき 旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らな いものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権 の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 第1項の信託約款の変更を行いません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととした ときは、変更しない旨およびその理由を公告し、か つ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益 者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対 して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。

### 【反対者の買取請求権】

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規 定する信託約款の変更を行う場合において、第47条 第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に 対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己 の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき 旨を請求することができます。

### 【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞 に掲載します。

第 55 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、 委託者と受託者との協議により定めます。

法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託 時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、 追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配 のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定 する「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原 則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、 追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配 のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 16 年 11 月 19 日

委託者 東京都中央区日本橋兜町 5番 1号 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

りそな信託銀行株式会社





# りそな・TOPIXオープン

追加型株式投資信託/インデックス型(TOPIX 連動型)

投資信託説明書 (請求目論見書) 2006年2月

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント

当ファンドは、主としての値動きのあるマザーファンドに投資します。マザーファンドは株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。これにより当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。

運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家の皆様に帰属します。

当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

- 1.この投資信託説明書(請求目論見書)により行う「りそな・TOPIXオープン」の受益証券の募集については、委託会社は証券取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成18年2月20日に関東財務局長に提出しており、平成18年2月21日にその届出の効力が生じております。
- 2.この投資信託説明書(請求目論見書)は、証券取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
- 3.「リそな・TOPIXオープン」の受益証券の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、 為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたしま す。当ファンドは元本が保証されているものではありません。



# 有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日平成18年 2月20日発 行 者 名ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社代表者の役職氏名代表取締役社長 右近 徳雄本店の所在の場所東京都中央区日本橋兜町5番1号

# 届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称

募集内国投資信託受益証券の 金額

有価証券届出書の写しを 縦 覧 に 供 す る 場 所

リそな・TOPIXオープン

募集総額:上限3,000億円

該当事項はありません

# 目次

第 1	ファンドの沿革		1
第 2	手続等		1
1	申込(販売)手続等		1
2	換金(解約)手続等		2
第 3	管理及び運営		3
1	資産管理等の概要		3
2	受益者の権利等	•••••	8
第 4	ファンドの経理状況		10
1	財務諸表		13
2	ファンドの現況	•••••	39
第 5	設定及び解約の実績		39

# 第1 ファンドの沿革

平成 16 年 11 月 19 日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

# 第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- (1) ファンドを取得される際には、販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込みください。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。
- (2) お申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時)までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。
- (3) 収益分配金の受取方法により、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」の2つのコースがあります。各申込コースの取得申込単位は以下の通りです。

申込コース	申込単位
自動けいぞく投資コース	
一般コース	1万口以上 1万口単位

取得申込総代金(発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料および申込手数料にかかる消費 税等相当額を加えた額。以下同じ。)において1万円以上1円単位とします。

ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

「自動けいぞく投資コース」を選択した場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」 (別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)を別途締結します。

また、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、 詳しくは販売会社(販売会社については、下記お問い合わせ先にご照会ください。)にお問い 合わせください。なお、定時定額購入取引を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじ め指定する日にあらかじめ指定した金額をもって受益証券の取得の申込みを行います。

### お問い合わせ先

# ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル: 0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時(証券取引所の半休日は午前9時から正午) ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

- (4) 取得価額は、取得申込受付日の基準価額とします。お申込代金は、取得申込受付日の1口当たりの基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、お申込手数料およびお申込手数料にかかる消費税等相当額を加えた額となります。
- (5) 前記(2)にかかわらず、委託会社は、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事

情があるときは、ファンドの取得申込の受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことができます。

(6) 前記(4)にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得価額 は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。

# 2 換金(解約)手続等

換金に関する手続き、または換金価格についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(1) 解約請求によりいつでも換金することができます。受益者(販売会社を含みます。)は、保有する受益証券につき、委託会社に下記の解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

申込コース	解約単位
自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コ <b>ー</b> ス	1 万口単位

この場合のお申込みの受付は原則として各営業日の午後3時(年末年始などわが国の証券取引所が半休日の場合は午前11時)までに行われ、かつ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日受付分とし、これを過ぎて行われるお申込みは翌営業日の受付分とします。

- (2) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行うものとします。
- (3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。
- (5) 一部解約の場合の1万口当りの手取り額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額から所得税および地方税(基準価額が個別元本\*を上回った場合その超過額の10%)を差し引いた金額となります。
  - \*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。
- (6) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
- (7) 一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、受益証券の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
- (8) 解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- (9) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

# 第3 管理及び運営

# 1 資産管理等の概要

# (1) 資産の評価

# 基準価額の計算方法

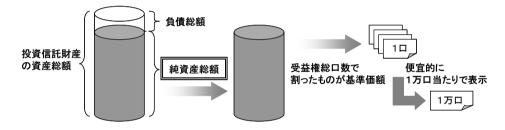
受益証券1口当たりの純資産額を基準価額といいます(ただし便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。)。

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の計算頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。また基準価額は原則として、 算出された翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット] にて「TOPX」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は1万口当たりで表示されたもの が発表されます。



# 追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の 口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金\*は、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額等 に応じて計算されるものとします。

\*「収益調整金」とは、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

「受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

# (2) 保管

受益者は保護預り契約に基づいて、受益証券を販売会社に保管させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合、受益証券はすべて保護預りとします。

保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

- ・無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会 社の定める手続きによって再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。
- ・記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。
- ・受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きによって再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前記の喪失した場合の規定を準用します。
- ・委託会社は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

# (3) 信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、下記「(5)その他 信託の終了」により信託を終了させることがあります。

# (4) 計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年 11 月 20 日から翌年 11 月 19 日までとします。 計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了 日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、 最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

# (5) その他

信託の終了(ファンドの繰上償還)

- 1.委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 10 億口を下回った場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2.委託会社は、前記 1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこのファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3.前記 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前記 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1.の信託契約の解約を行いません。
- 5.委託会社は、この信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6.前記 3.~5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- 7.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、 信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8.委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき は、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信 託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、こ の信託は、下記「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と 受託会社との間において存続します。
- 9.受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、 委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

# <信託の終了の手続>



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

# 信託約款の変更

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したと きは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ 変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2.委託会社は、前記 1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更 しようとする旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこのファンド の知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付した ときは原則として公告を行いません。
- 3.前記 2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前記 3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、前記 1.の信託約款の変更をしません。
- 5.委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を 公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただ し、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記 1. ~5.までの規定にしたがいます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 > 約款変更 不成立の 公告; 約款変更 異議申立(受益権口数ベース)が総口数の過半数 約款変更の 不成立 受益者への 公告\* 異議申立期間 書面の交付 (1カ月以上) 受益者への 書面の交付 約款変更 異議申立(受益権口数ベース)が総口数の半数以下 宝施

\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

# 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、前記「信託の終了 3.」または「信託約款の変更 3.」の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

委託会社の営業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1.委託会社は、営業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。
- 2.委託会社は、分割により営業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この 信託契約に関する営業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 運用経過の報告

委託会社は、計算期間終了毎に運用報告書を作成します。運用報告書については、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

# ファンド資産の保管

- 1.受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。
- 2.受託会社は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管 させることができます。
- 3.金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、その金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関にその金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。
- 4.信託財産に属する有価証券については、委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、

信託の表示および記載をしません。

有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

# 再投資の指図

委託会社は、前記 の規定によるマザーファンドの一部解約金、有価証券の売却代金、マザーファンドの収益分配金、有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

受託会社による資金の立替え

- 1.信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、 委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- 2.信託財産に属する有価証券の償還金等、株式の清算分配金、有価証券等の利子等、株式の配 当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、 受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- 3.前記 1.および 2.の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

受益証券の発行および種類

- 1.委託会社は、分割された受益権を表示する受益証券を発行します。この場合の受益証券は、 原則として収益分配金交付票付の無記名式とします。
- 2.委託会社が発行する受益証券は、1 万口券、10 万口券、100 万口券、1,000 万口券および 1 億口券の 5 種類とします。
- 3.保護預り契約および別に定める契約に基づいて販売会社が保管する受益証券の種類は、前記 2.に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。 受益証券の発行についての受託会社の認証

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する 旨の受託会社の認証を受けなければなりません。その認証は、受託会社の代表取締役がその旨 を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

受益権の分割および再分割、追加日時の異なる受益権の内容

- 1.委託会社は、当初設定における受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- 2.委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
- 3.この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。 受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続、記名式受益証券譲渡の対抗要件
- 1.委託会社は、受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。
- 2.記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求

することができます。

- 3.名義書換の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。
- 4.記名式の受益証券の譲渡は、前記の名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成してこれを委託会社に提出します。また、受託会社は信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再 信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された証券投資信託受益証券の募集販売の取扱い等に関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヶ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

開示

ファンドの有価証券報告書を計算期間の終了後3ヵ月以内および半期報告書を計算期間の 最初の6ヵ月経過後3ヵ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(http://info.edinet.go.jp/)にて閲覧することができます。

# 2 受益者の権利等

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申 込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受託会社は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

収益分配金に対する請求権

1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有し

ます。

- 2) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目)から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- 3)前記 2)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、その受益証券に帰属する収益分配金があるときは、前記 2)の規定に準じて受益者に支払います。
- 4)前記3)の規定にかかわらず、あらかじめ分配金を定期的に引出せる「投資信託定期引出」を選択された受益者に対しては、再投資を行わず分配金を支払います。
- 5)前記に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。 償還金に対する請求権
- 1)受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託終了日後 1 ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休日の場合は翌営業日)から起算して 5 営業日目)から受益証券と引換えに受益者に支払います。
- 3) 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

### 換金に関する請求権

受益者は、保有する受益証券について、一部解約の実行を請求することにより当該受益証券を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

# 記名式受益証券の場合の権利行使

- 1)記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の場合には受益証券に記名し、届出印を押捺するものとします。
- 2)委託会社は、前記 1)により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益 分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情 があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

# 収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

# 第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により「投資信託財産の貸借対照表、 損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。 また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 1 期計算期間 (平成 16 年 11 月 19 日から平成 17 年 11 月 21 日まで)の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

平成18年1月20日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

# 新日本監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 水守理智

代 表 社 員 業務執行社員 公認会計士 英公一體

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・TOPIXオープンの平成16年11月19日から平成17年11月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・TOPIXオープンの平成17年11月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務 執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 E

# 1 財務諸表

# リそな・TOPIXオープン

# (1)貸借対照表

(1)具值划照衣	
	第 1 期 (平成 17 年 11 月 21 日現在)
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	227,624,380
親投資信託受益証券	1,311,741,467
派生商品評価勘定	13,517,400
未収入金	7,300,000
未収利息	6
差入委託証拠金	10,230,000
流動資産合計	1,549,953,253
資産合計	1,549,953,253
負債の部	.,,,,,,,,,
流動負債	
派生商品評価勘定	66,050
未払解約金	25,531,374
未払受託者報酬	480,895
未払委託者報酬	2,404,413
その他未払費用	23,984
流動負債合計	28,506,716
負債合計	28,506,716
純資産の部	
元本	
元本	1,098,539,546
剰余金	
期末剰余金	422,906,991
(分配準備積立金)	(204,508,255)
純資産合計	1,521,446,537
負債・純資産合計	1,549,953,253
-	

# (2) 損益及び剰余金計算書

	第1期
	自 平成 16 年 11 月 19 日
	至 平成 17 年 11 月 21 日
科目	金額(円)
経常損益の部	
営業損益の部	
営業収益	
受取利息	166
有価証券売買等損益	266,019,467
派生商品取引等損益	13,451,350
営業収益合計	279,470,983
営業費用	
受託者報酬	679,115
委託者報酬	3,395,469
その他費用	33,837
営業費用合計	4,108,421
営業利益	275,362,562
経常利益	275,362,562
当期純利益	275,362,562
一部解約に伴う当期純利益分配額	70,854,307
期首剰余金	-
剰余金増加額	279,805,901
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(279,805,901)
剰余金減少額	61,407,165
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(61,407,165)
分配金	-
期末剰余金	422,906,991

# 重要な会計方針

	第1期
項目	自 平成 16 年 11 月 19 日
	至 平成 17 年 11 月 21 日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は、移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の
	基準価額に基づいて評価しております。
2.派生商品の評価基準及び評価方法	派生商品は、原則として個別法に基づき時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
4.その他	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成 16 年 11 月 19 日から平成 17 年 11 月 21 日までとなっております。

# 注記事項

# (貸借対照表関係)

(貸借对照表関係)	
第1期	
(平成 17 年 11 月 21 日現在)	
信託財産に係る期首元本額、 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額 52,143,988 円 1,944,512,100 円 898,116,542 円

# ( 損益及び剰余金計算書関係 )

一(以血及しかがか	.可开自因汤		
	第1期		
自	平成 16 年 11	月 19 日	
至	平成 17 年 11	月 21 日	
1.受託会社との取引	高		
営業取引(受託	者報酬)	679,115 円	
2.分配金の計算過程	Ē		
該当事項はあり	ません。		

# (有価証券関係)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第1期(自平成16年11月19日 至平成17年11月21日)

(単位:円)

種類	貸借対照表計上額	当期計算期間の損益 に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,311,741,467	225,823,463
合計	1,311,741,467	225,823,463

# (デリバティブ取引関係)

# 取引の状況に関する事項

1.取引の内容	第 1 期 自 平成 16 年 11 月 19 日 至 平成 17 年 11 月 21 日 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は株価指数先物取引であり ます。
2.取引に対する取組と 利用目的	当該デリバディブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的とし、信託約款及びデリバディブ取引に関する社内基準に従って行なわれております。
3 .取引に係るリスクの 内容	株価指数先物取引は価格変動リスクを有しております。 当ファンドは主として国内の大手金融機関を相手方としてデリバティブ 取引を行っており、相手方の契約不履行に係る信用リスクは低いと判断し ております。
4 .取引に係るリスクの 管理体制	当ファンドにおけるデリバティブ取引の管理については、取引限度額を定めた投資信託約款に従い、トレーディング部が運用責任者の指図のもと行っています。また、取引の相手先については、当社のクレジット委員会によって承認された金融機関のみとなっています。取引についても、信託約款に定められた適切な水準を保っているか等を運用部門から独立した運用審査室がモニターし、異常な水準に達しそうな場合、または達した場合は、注意・警告を発し、適切な対応を促すとともに重要な案件については当社のリスク・コンプライアンス委員会で報告されます。

# 取引の時価等に関する事項

# 株式関連

(単位:円)

					( <del>+</del>     11   1   1   1   1   1   1   1   1
X	1 <del>1</del>	(平成 17 年 11 月 21 日現在)			
分	種類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市					
場	株価指数先物取引	185,890,000	-	199,355,000	13,451,350
取	買建				
引					
	合 計	185,890,000	-	199,355,000	13,451,350

# (注)時価の算定方法

- 1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2. 先物取引の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

# (一口当たり情報)

( ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '			
	第1期		
	(平成 17 年 11 月 21 日現在)		
一口当たり純資産額	1.3850 円		

# (重要な後発事象)

第1期(自 平成16年11月19日 至 平成17年11月21日) 該当事項はありません。

# (3) 附属明細表

有価証券明細表

1)株式

該当事項はありません。

# 2)株式以外の有価証券

# 親投資信託受益証券組入明細表

平成 17 年 11 月 21 日現在

(単位:円)

親投資信託受益証券	組入口数 (単位:口)	評価額金額
りそな・日本株式インデックス・マザーファンド	972,957,623	1,311,741,467
合計	972,957,623	1,311,741,467

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

# (参考)

当ファンドは「りそな・日本株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

「リそな・日本株式インデックス・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

# (イ) 貸借対照表

	(平成 17年 11月 21日現在)			
科目	金額(円)			
資産				
コール・ローン	218,399,121			
株式	2,880,329,110			
派生商品評価勘定	12,425,300			
未収入金	112,400			
未収配当金	7,923,369			
未収利息	5			
差入委託証拠金	8,590,000			
資産合計	3,110,599,305			
負債				
未払解約金	7,790,000			
負債合計	7,790,000			
元本	2,301,436,242			
剰余金				
期末剰余金	801,373,063			
純資産合計	3,102,809,305			
負債・純資産合計	3,110,599,305			

# 重要な会計方針

項目	自 平成 16 年 11 月 19 日 至 平成 17 年 11 月 21 日
1.有価証券の評価基準及び評価 方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段で評価しております。 計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。
2.派生商品の評価基準及び評価 方法	派生商品は、原則として個別法に基づき時価で評価しております。
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、その 金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定してい ない場合には予想配当金額の 90%を計上し、残額については入 金時に計上しております。
	(2)有価証券売買等損益、派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

# 注記事項

# (貸借対照表関係)

	(平成 17年 11月 21日現在)
1.本報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,287,992,367円
同期中における追加設定元本額	1,637,994,449 円
同期中における一部解約元本額	624,550,574 円
同期末における元本の内訳	
ファンド名 りそな・TOPIX オープン	972,957,623 □
りそな・TOPIX インデックス・オープン	1,283,020,854 🗆
りそな・日本株式インデックス・ファンド	45 , 457 , 765 🛚
計	2,301,436,242 🏻

# (一口当たり情報)

	(平成 17 年 11 月 21 日現在)
一口当たり純資産額	1.3482 円

# (口) 附属明細表

# 有価証券明細表

# 1)株式

(平成17年11月21日現在)

種類	銘柄	株数	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	備考
株券	極洋	1,000	290.00	290,000	
	ニチロ	1,000	270.00	270,000	
	日本水産	2,000	449.00	898,000	
	マルハグループ本社	2,000	271.00	542,000	
	サカタのタネ	200	1,576.00	315,200	
	ホクト	200	1,889.00	377,800	
	日鉄鉱業	1,000	690.00	690,000	
	帝国石油	2,000	1,295.00	2,590,000	
	国際石油開発	7	852,000.00	5,964,000	
	石油資源開発	400	5,700.00	2,280,000	
	間組	700	357.00	249,900	
	東急建設	4,900	247.00	1,210,300	
	コムシスホールディングス	1,000	1,373.00	1,373,000	
	ミサワホームホールディングス	100	4,840.00	484,000	
	高松建設	100	5,170.00	517,000	
	東建コーポレーション	100	6,590.00	659,000	
	オリエンタル建設	400	579.00	231,600	
	大成建設	6,000	504.00	3,024,000	
	大林組	4,000	860.00	3,440,000	
	清水建設	4,000	817.00	3,268,000	
	長谷工コーポレーション	4,000	414.00	1,656,000	
	鹿島建設	5,000	609.00	3,045,000	
	不動建設	1,200	206.00	247,200	
	鉄建建設	2,000	248.00	496,000	
	安藤建設	1,000	346.00	346,000	
	太平工業	1,000	404.00	404,000	
	西松建設	2,000	516.00	1,032,000	
	三井住友建設	1,000	822.00	822,000	
	前田建設工業	1,000	774.00	774,000	
	奥村組	2,000	691.00	1,382,000	
	戸田建設	2,000	671.00	1,342,000	
	熊谷組	1,000	502.00	502,000	
	大東建託	700	5,980.00	4,186,000	
	新日本建設	200	1,112.00	222,400	
	NIPPOコーポレーション	1,000	922.00	922,000	
	前田道路	1,000	842.00	842,000	
	東亜建設工業	2,000	250.00	500,000	
	若築建設	1,000	280.00	280,000	
	東洋建設	2,000	193.00	386,000	
	五洋建設	3,000	226.00	678,000	
	住友林業	1,000	1,080.00	1,080,000	
	日本基礎技術	200	648.00	129,600	
	パナホーム	1,000	766.00	766,000	
	大和ハウス工業	3,000	1,667.00	5,001,000	
	ライト工業	500	487.00	243,500	
	積水八ウス	4,000	1,478.00	5,912,000	
	中電工	500	1,879.00	939,500	
	関電工	2,000	883.00	1,766,000	
	きんでん	2,000	1,036.00	2,072,000	
	東京エネシス	1,000	982.00	982,000	
	住友電設	400	476.00	190,400	
	協和エクシオ	1,000	1,165.00	1,165,000	
	新日本空調	100	919.00	91,900	
	九電工	1,000	759.00	759,000	

			評価額単価	評価額金額	
種類	銘柄	株数	計画領事画 (円)	(円)	備考
株券	三機工業	1 000	960.00	960,000	
	<u>二版工来</u> 日揮	1,000	2,050.00	2,050,000	
	<u>口押</u> 中外炉工業	,	382.00		
		1,000		382,000	
	太平電業 高砂熱学工業	1,000	915.00	915,000	
		1,000	899.00	899,000	
	日立プラント建設	1,000	680.00	680,000	
	NECネッツエスアイ	200	1,414.00	282,800	
	東芝プラントシステム	1,000	604.00	604,000	
	<u>ショーボンド建設</u> 東洋エンジニアリング	100	1,283.00	128,300	
		1,000	522.00	522,000	
	千代田化工建設	1,000	2,165.00	2,165,000	
	日本製粉 日清製粉グループ本社	2,000	480.00	960,000	
	ロ角製物グループ本社 昭和産業	2,200	1,171.00	2,576,200 324,000	
	中心连来 日本農産工業	1,000	324.00 346.00	346,000	
	日本甜菜製糖	1,000	311.00	311,000	
	三井製糖			450,000	
	<u>二升彩储</u> 森永製菓	1,000 2,000	450.00 311.00	622,000	
	琳尔袋果 明治製菓	4,000	621.00	2,484,000	
	四点表来 江崎グリコ	1,000	1,200.00	1,200,000	
	<u> </u>	1,000	1,928.00	1,200,000	
	石榴连来 不二家	1,000	284.00	284,000	
	山崎製パン	2,000	935.00	1,870,000	
	明治乳業	3,000	615.00	1.845.000	
	雪印乳業	1,500	492.00	738,000	
	<del>雪いれ来</del> 森永乳業	1,000	423.00	423,000	
	ヤクルト本社	1,000	2,635.00	2,635,000	
	プリマハム	1,000	172.00	172,000	
	日本八ム	2,000	1,224.00	2,448,000	
	伊藤八ム	1,000	465.00	465,000	
	サッポロホールディングス	3,000	606.00	1,818,000	
	アサヒビール	2,900	1,384.00	4,013,600	
	麒麟麦酒	5,000	1,275.00	6,375,000	
	宝ホールディングス	2,000	703.00	1,406,000	
	四国コカ・コーラボトリング	100	1,450.00	145,000	
	コカ・コーラウエストジャパン	300	2,645.00	793,500	
-	伊藤園	300	5,850.00	1,755,000	
	キーコーヒー	200	1,543.00	308,600	
	キリンビバレッジ	200	2,300.00	460,000	
	日清オイリオグループ	2,000	802.00	1,604,000	
	不二製油	400	1,060.00	424,000	
	J - オイルミルズ	1,000	542.00	542,000	
	キッコーマン	3,000	1,192.00	3,576,000	
	味の素	5,000	1,190.00	5,950,000	
	キユーピー	800	1,060.00	848,000	
	ハウス食品	600	1,707.00	1,024,200	
	カゴメ	500	1,151.00	575,500	
	アリアケジャパン	100	2,640.00	264,000	
	ニチレイ	3,000	489.00	1,467,000	
	加ト吉	900	766.00	689,400	
	東洋水産	1,000	1,958.00	1,958,000	
	日清食品	800	3,340.00	2,672,000	
	日本たばこ産業	6	1,620,000.00	9,720,000	
	わらべや日洋	100	1,828.00	182,800	
	グンゼ	2,000	696.00	1,392,000	
	川島織物	1,000	275.00	275,000	
	東洋紡績	6,000	306.00	1,836,000	
	ユニチカ	5,000	217.00	1,085,000	
	日清紡績	2,000	1,160.00	2,320,000	
	<b>倉敷紡績</b>	2,000	378.00	756,000	

			評価額単価	評価額金額	
種類	銘柄	株数	(円)	(円)	備考
<b>姓</b> 类	大和紡績	1,000	229.00	229,000	
1/\^\25	日本毛織	1,000	1,010.00	1,010,000	
	帝人	5,000	668.00	3,340,000	
	東レ	7,000	783.00	5,481,000	
	三菱レイヨン	4,000	660.00	2,640,000	
	クラレ	2,500	1,130.00	2,825,000	
	アツギ	1,000	206.00	206,000	
	ワコールホールディングス	1,000	1,604.00	1,604,000	
	ホギメディカル	100	6,510.00	651,000	
	サンエー・インターナショナル	100	5,260.00	526,000	
	レナウンダーバンホールディングス	300	1,377.00	413.100	
	三陽商会	1,000	875.00	875,000	
	オンワード樫山	1,000	1,983.00	1,983,000	
	東京スタイル	1,000	1,448.00	1,448,000	
	王子製紙	7,000	627.00	4,389,000	
	三菱製紙	3,000	219.00	657,000	
	北越製紙	3,000	597.00	1,791,000	
	大王製紙	1,000	939.00	939,000	
	日本製紙グループ本社	7	411,000.00	2,877,000	
	レンゴー	2,000	601.00	1,202,000	
	トーモク	1,000	316.00	316,000	
	ザ・パック	100	1,712.00	171,200	
	旭化成	7,000	668.00	4,676,000	
	共和レザー	200	902.00	180,400	
	昭和電工	7,000	385.00	2,695,000	
	住友化学	10,000	734.00	7.340.000	
	日産化学工業	2,000	1,499.00	2,998,000	
	クレハ	2,000	617.00	1,234,000	
	石原産業	2,000	198.00	396,000	
	日本曹達	2,000	360.00	720,000	
	東ソー	4,000	559.00	2,236,000	
	トクヤマ	1,000	1,390.00	1,390,000	
	セントラル硝子	1,000	686.00	686,000	
	東亞合成	3,000	621.00	1,863,000	
	ダイソー	1,000	425.00	425,000	
	電気化学工業	4,000	463.00	1,852,000	
	信越化学工業	2,400	5,960.00	14,304,000	
	エア・ウォーター	1,000	1,112.00	1,112,000	
	大陽日酸	3,000	762.00	2,286,000	
	保土谷化学工業	1,000	603.00	603,000	
	日本触媒	1,000	1,223.00	1,223,000	
	カネカ	2,000	1,402.00	2,804,000	
	三菱瓦斯化学	2,000	963.00	1,926,000	
	三井化学	6.000	677.00	4.062.000	
	J S R	1,300	2,845.00	3,698,500	
	東京応化工業	300	3,050.00	915,000	
	三菱ケミカルホールディングス	9,630	701.00	6,750,630	
	ダイセル化学工業	3,000	776.00	2,328,000	
	住友ベークライト	2,000	845.00	1,690,000	
	積水化学工業	3,000	834.00	2,502,000	
	日本ゼオン	1,000	1,446.00	1,446,000	
	アイカ工業	500	1,436.00	718,000	
	宇部興産	8,000	309.00	2,472,000	
	三菱樹脂	1,000	345.00	345,000	
	日立化成工業	1,000	2,675.00	2,675,000	
	日本カーリット	200	964.00	192,800	
	日本化薬	2,000	945.00	1,890,000	
	旭電化工業	1,000	1,502.00	1,502,000	
	日本油脂	2,000	595.00	1,190,000	
	花王	3,000	2,860.00	8,580,000	
<u> </u>	10	3,000	2,000.00	0,000,000	<u> </u>

			評価額単価	評価額金額	
種類	銘柄	株数	・	(円)	備考
<b>烘</b> 类	三洋化成工業	1,000	1,022.00	1,022,000	
1/\>5	大日本塗料	1,000	231.00	231,000	
	日本ペイント	2,000	486.00	972,000	
	関西ペイント	2,000	774.00	1,548,000	
	大日本インキ化学工業	5,000	404.00	2,020,000	
	東洋インキ製造	2,000	517.00	1,034,000	
	富士写真フイルム	2,800	3,910.00	10,948,000	
	<u> </u>	3,000	1,958.00	5,874,000	
	<del>京工主</del> ライオン	2,000	774.00	1,548,000	
	マンダム	100	2,815.00	281.500	
	ミルボン	100	4,410.00	441,000	
	ファンケル	200	5,850.00	1,170,000	
	コーセー	300	4,440.00	1,332,000	
	ドクターシーラボ	2	184,000.00	368,000	
	長谷川香料	200	1,705.00	341,000	
	小林製薬	300	3,410.00	1,023,000	
	アキレス	1,000	244.00	244,000	
	有沢製作所	300	2,060.00	618,000	
	日東電工	1,000	7,830.00	7,830,000	
	藤森工業	1,000	1,405.00	140,500	
	前澤化成工業	100	1,956.00	195,600	
	JSP	200	1,019.00	203,800	
	エフピコ	200	3,540.00	708.000	
	天馬	200	2,130.00	426,000	
	信越ポリマー	1,000	1,454.00	1,454,000	
	ニフコ	300	1,942.00	582,600	
	ユニ・チャーム	500	5,640.00	2,820,000	
	ユー・グレーム   協和醗酵工業	4,000	851.00	3,404,000	
	武田薬品工業	5,600	6,640.00	37,184,000	
	アステラス製薬	3,700	4,350.00	16,095,000	
	大日本住友製薬	2,000	1,070.00	2,140,000	
	<u> </u>	2,000	1,441.00	2,882,000	
	田辺製薬	2,000	1,135.00	2,270,000	
	富山化学工業	1,000	546.00	546,000	
	中外製薬	2,800	2,825.00	7,910,000	
	科研製薬	1,000	865.00	865,000	
	エーザイ	1,700	4,740.00	8,058,000	
	ロート製薬	1,000	1,107.00	1,107,000	
	小野薬品工業	700	5,110.00	3,577,000	
	久光製薬	1,000	2,860.00	2,860,000	
	持田製薬	1,000	904.00	904,000	
	大正製薬	2,000	2,110.00	4,220,000	
	参天製薬	500	2,940.00	1,470,000	
	エスエス製薬	1.000	892.00	892.000	
	みらかホールディングス	600	2,645.00	1,587,000	
	生化学工業	300	1,231.00	369,300	
	鳥居薬品	100	2,475.00	247,500	
	東和薬品	100	2,810.00	281,000	
	第一三共	4,538	2,135.00	9,688,630	
	新日本石油	9,000	862.00	7,758,000	
	昭和シェル石油	2,200	1,381.00	3,038,200	
	コスモ石油	4,000	517.00	2,068,000	
	東燃ゼネラル石油	4,000	1,250.00	5,000,000	
	ユシロ化学工業	100	2,840.00	284,000	
	新日鉱ホールディングス	4,500	770.00	3,465,000	
	AOCホールディングス	500	1,871.00	935,500	
	横浜ゴム	2,000	634.00	1,268,000	
	東洋ゴム工業	1,000	583.00	583,000	
	ブリヂストン	4,000	2,550.00	10,200,000	
	住友ゴム工業	1,000	1,539.00	1,539,000	
l	L-7-1-A	1,000	.,000.00	.,000,000	

種類	<b>♦</b> ₽ <b>† T</b>	株数	評価額単価	評価額金額	供字
作里天只	銘柄	作本文义	(円)	(円)	備考
株券	ニッタ	200	1,586.00	317,200	
	東海ゴム工業	1,000	1,663.00	1,663,000	
	日東紡績	4,000	283.00	1,132,000	
	旭硝子	7,000	1,402.00	9,814,000	
	日本板硝子	4,000	494.00	1,976,000	
	東芝セラミックス	1,000	435.00	435,000	
	日本電気硝子	1,000	2,510.00	2,510,000	
	住友大阪セメント	3,000	331.00	993,000	
	太平洋セメント 東海カーボン	7,000 2,000	434.00 483.00	3,038,000 966,000	
	日本カーボン	1,000	283.00	283,000	
	ノリタケカンパニーリミテド	1,000	712.00	712,000	
	東陶機器	4,000	1,065.00	4,260,000	
	日本碍子	2,000	1,794.00	3,588,000	
	日本特殊陶業	1,000	2,115.00	2,115,000	
	MARUWA	100	2,970.00	297,000	
	ニチアス	1,000	690.00	690,000	
	ニチハ	200	1,681.00	336,200	
	新日本製鐵	43,000	413.00	17,759,000	
	住友金属工業	29,000	418.00	12,122,000	
	神戸製鋼所	18,000	362.00	6,516,000	
	日新製鋼	5,000	361.00	1,805,000	
	中山製鋼所	1,000	555.00	555,000	
	合同製鐵	1,000	594.00	594,000	
	ジェイ エフ イー ホールディン グス	3,500	3,860.00	13,510,000	
	東京製鐵	900	1,581.00	1,422,900	
	大和工業	1,000	1,790.00	1,790,000	
	大阪製鐵	300	1,874.00	562,200	
	淀川製鋼所	2,000	729.00	1,458,000	
	丸一鋼管	1,000	2,500.00	2,500,000	
	大同特殊鋼 日本高周波鋼業	2,000 1,000	884.00 266.00	1,768,000 266,000	
	日本金属工業	2,000	249.00	498,000	
	日本冶金工業	500	430.00	215,000	
	山陽特殊製鋼	1,000	833.00	833,000	
	愛知製鋼	1,000	833.00	833,000	
	日立金属	1,000	1,158.00	1,158,000	
	大平洋金属	1,000	510.00	510,000	
	日本電工	1,000	401.00	401,000	
	栗本鐵工所	1,000	344.00	344,000	
	三菱製鋼	1,000	588.00	588,000	
	日本軽金属	5,000	304.00	1,520,000	
	三井金属鉱業	3,000	669.00	2,007,000	
	東邦亜鉛	2,000	550.00	1,100,000	
	三菱マテリアル	7,000	461.00	3,227,000	
	住友金属鉱山	3,000	1,192.00	3,576,000	
	同和鉱業	3,000	1,037.00	3,111,000	
	古河機械金属	4,000	285.00	1,140,000	
	住友チタニウム	100	14,650.00	1,465,000	
	住友軽金属工業 士河電气工業	3,000	271.00	813,000	
	古河電気工業 住友電気工業	4,000 4,000	673.00 1,630.00	2,692,000 6,520,000	
	フジクラ	3,000	855.00	2,565,000	
<b></b>	三菱電線工業	2,000	243.00	486,000	
	田和電線電纜	2,000	194.00	388,000	
<del></del>	日立電線	2,000	478.00	956,000	
	リョービ	1,000	750.00	750,000	
	アサヒプリテック	200	2,605.00	521,000	
	稲葉製作所	100	1,995.00	199,500	
		. 30	,	, 500	

			評価額単価	評価額金額	
種類	銘柄	株数	計1脚額事1脚 (円)		備考
+1+		0.000		(円)	
株券	三協・立山ホールディングス トーカロ	2,000	293.00	586,000	
		100	3,280.00	328,000	
	東洋製罐	2,000	1,804.00	3,608,000	
	三和シヤッター工業	2,000	675.00	1,350,000	
	住生活グループ	2,000	2,290.00	4,580,000	
	日本フイルコン	100	1,406.00	140,600	
	ノーリツ	400	2,020.00	808,000	
	長府製作所	300	2,660.00	798,000	
	リンナイ	400	2,900.00	1,160,000	
	東プレ	1,000	1,070.00	1,070,000	
	東京製綱	2,000	282.00	564,000	
	パイオラックス	100	2,340.00	234,000	
	日本発條	2,000	1,006.00	2,012,000	
	日本製鋼所	4,000	486.00	1,944,000	
	三浦工業	300	2,750.00	825,000	
	タクマ	1,000	866.00	866,000	
	ツガミ	1,000	813.00	813,000	
	オークマーホールディングス	1,000	987.00	987,000	
	東芝機械	1,000	934.00	934,000	
	アマダ	3,000	982.00	2,946,000	
	アイダエンジニアリング	1,000	892.00	892,000	
	牧野フライス製作所	1,000	1,023.00	1,023,000	
	オーエスジー	600	2,030.00	1,218,000	
	旭ダイヤモンド工業	1,000	929.00	929,000	
	森精機製作所	700	1,510.00	1,057,000	
	ディスコ	200	5,460.00	1,092,000	
	日東工器	100	2,610.00	261,000	
	大阪機工	1,000	434.00	434,000	
	豊田工機	1,000	1,580.00	1,580,000	
	島精機製作所	200	3,150.00	630,000	
	ナブテスコ	1,000	1,148.00	1,148,000	
	三井海洋開発	300	3,150.00	945,000	
	SMC	400	16,300.00	6,520,000	
	新川	200	2,690.00	538,000	
	ユニオンツール	100	4,380.00	438,000	
	オイレス工業	100	2,345.00	234,500	
	オイレス工業(新)	20	2,345.00	46,900	
	サトー	200	2,540.00	508,000	
	小松製作所	6,000	1,673.00	10,038,000	
	住友重機械工業	3,000	850.00	2,550,000	
	日立建機	1,000	2,180.00	2,180,000	
	井関農機	2,000	353.00	706,000	
	TOWA	100	670.00	67,000	
	クボタ	7,000		6,594,000	
	東京機械製作所	1,000	411.00	411,000	
	新東工業	1,000	1,230.00	1,230,000	
	溢谷工業 	100	1,131.00	113,100	
	アイチ コーポレーション	600	881.00	528,600	
	小森コーポレーション	1,000	2,180.00	2,180,000	
	<b>在原製作所</b>	3,000	494.00	1,482,000	
	ダイキン工業	2,000	3,400.00	6,800,000	
	トーヨーカネツ	2,000	249.00	498,000	
	栗田工業	900	2,040.00	1,836,000	
	椿本チエイン	2,000	759.00	1,518,000	
	ダイフク	1,000	1,867.00	1,867,000	
	タダノ	1,000	862.00	862,000	
	フジテック	1,000	656.00	656,000	
	シーケーディ	1,000	1,253.00	1,253,000	
	平和	800	1,645.00	1,316,000	
	SANKYO	500	6,110.00	3,055,000	

	-		評価額単価	評価額金額	
種類	銘柄	株数	(円)	(円)	備考
<b>姓</b> 类	日本金銭機械	200	2,335.00	467,000	
1/\^	マースエンジニアリング	200	2,815.00	563,000	
	アビリット	200	3,480.00	696,000	
	オーイズミ	100	1,100.00	110,000	
	ダイコク電機	200	3,170.00	634,000	
	アマノ	1,000	1,907.00	1,907,000	
	JUKI	1,000	628.00	628,000	
	サンデン	1,000	568.00	568,000	
	蛇の目ミシン工業	2,000	197.00	394,000	
	ブラザー工業	2,000	1,103.00	2,206,000	
	グローリー工業	500	2,020.00	1,010,000	
	大和冷機工業	1,000	853.00	853,000	
	セガサミーホールディングス	1,000	4,300.00	4,300,000	
	セガサミーホールディングス(新)	700	4,210.00	2,947,000	
	リケン	1,000	781.00	781,000	
	大豊工業	200	1,335.00	267,000	
	日本精工	4,000	780.00	3,120,000	
	NTN	3.000	833.00	2,499,000	
	光洋精工	2,000	2,100.00	4,200,000	
	不二越	2,000	559.00	1,118,000	
	ツバキ・ナカシマ	500	1,952.00	976,000	
	THK	700	2,990.00	2,093,000	
	ユーシン精機	100	1,913.00	191,300	
	前澤給装工業	100	2,160.00	216,000	
	前澤工業	200	975.00	195,000	
	キッツ	1,000	760.00	760,000	
	日立工機	1,000	1,671.00	1,671,000	
	マキタ	1,000	2,955.00	2,955,000	
	日立造船	4,000	197.00	788,000	
	三菱重工業	20,000	462.00	9,240,000	
	石川島播磨重工業	8,000	285.00	2,280,000	
	イビデン	600	6,000.00	3,600,000	
	コニカミノルタホールディングス	3,000	1,134.00	3,402,000	
	ミネベア	3,000	613.00	1,839,000	
	日立製作所	20,000	827.00	16,540,000	
	東芝	19,000	672.00	12,768,000	
	三菱電機	13,000	797.00	10,361,000	
	富士電機ホールディングス	5,000	534.00	2,670,000	
	安川電機	1,000	994.00	994,000	
	神鋼電機	1,000	350.00	350,000	
	明電舎	2,000	382.00	764,000	
	エネサーブ	200	2,610.00	522,000	
	東芝テック	2,000	602.00	1,204,000	
	芝浦メカトロニクス	1,000		1,173,000	
	マブチモーター	300	6,640.00	1,992,000	
	日本電産	500	8,530.00	4,265,000	
	日本電産(新)	300	8,100.00	2,430,000	
	高岳製作所	1,000	267.00	267,000	
	ダイヘン	1,000	488.00	488,000	
	日新電機	1,000	515.00	515,000	
	オムロン	1,400	2,755.00	3,857,000	
	日東工業	300	1,836.00	550,800	
	IDEC	200	1,649.00	329,800	
	エルピーダメモリ	300	3,480.00	1,044,000	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	3,000	305.00	915,000	
	田村大興ホールディングス	1.000	879.00	879,000	
	メルコホールディングス	200	3,390.00	678,000	
	日本電気	12,000	688.00	8,256,000	
	富士通	12,000	856.00	10,272,000	
	沖電気工業	4,000	409.00	1,636,000	
L	ハモベルエボ	7,000	700.00	1,000,000	

種類	<b></b>	株数	評価額単価	評価額金額	備考
作里夫只	<b>建</b> 位作为	1本女X	(円)	(円)	(相) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日
株券	岩崎通信機	1,000	288.00	288,000	
	N E C インフロンティア	1,000	459.00	459,000	
	電気興業	1,000	1,045.00	1,045,000	
	サンケン電気	1,000	1,529.00	1,529,000	
	エプソントヨコム	1,000	766.00	766,000	
	富士通アクセス	200	677.00	135,400	
	アイホン	200	1,922.00	384,400	
	NECエレクトロニクス	700	3,990.00	2,793,000	
	セイコーエプソン	1,100	3,060.00	3,366,000	
	アルバック	300	3,300.00	990,000	
	ピクセラ	100	1,001.00	100,100	
-	ナナオ	200	4,690.00	938,000	
	日本信号	1,000	880.00	880,000	
	日本無線	1,000	446.00 2,425.00	446,000	  代用有価証券で 7,000株 担保差入
	松下電器産業	14,000			
-	シャープ アンリツ	6,000 1,000	1,855.00 634.00	11,130,000 634,000	
-	富士通ゼネラル	1,000	365.00	365,000	
	日立国際電気	1,000	1,223.00	1,223,000	
	ソニー	6,300	4,310.00		  代用有価証券で 3,000株 担保差入
	NEC トーキン	1,000	653.00	653.000	
	TDK	800	9,600.00	7,680,000	
	三洋電機	12,000	282.00	3,384,000	
	ケンウッド	3,000	222.00	666,000	
	ミツミ電機	700	1,213.00	849.100	
	アルプス電気	2,000	1,868.00	3,736,000	
	パイオニア	1,200	1,678.00	2,013,600	
	日本電波工業	200	3,730.00	746,000	
	ローランド ディー・ジー・	100	3,100.00	310,000	
	日本ビクター	2,000	734.00	1,468,000	
	クラリオン	3,000	221.00	663,000	
	SMK	1,000	697.00	697,000	
	ヨコオ	100	1,180.00	118,000	
	東光	1,000	355.00	355,000	
	ホシデン	500	1,249.00	624,500	
	ヒロセ電機	300	16,400.00	4,920,000	
	日本航空電子工業	1,000	1,437.00	1,437,000	
	日立マクセル	700	1,509.00	1,056,300	
	ユニデン	1,000	2,260.00	2,260,000	
	アルパイン	500	1,670.00	835,000	
	スミダ コーポレーション	200	2,080.00	416,000	
	島田理化工業	200	433.00	86,600	
	アイコム	200	3,610.00	722,000	
	船井電機 #河雷機	200		2,594,000	
	横河電機	1,000	1,869.00	1,869,000	
	新電元工業	1,000	577.00	577,000	
	山武	500	2,460.00	1,230,000	
	日本光電工業 アドバンテスト	1,000	1,818.00 9,730.00	1,818,000 5,838,000	
	サンクス	100	2,245.00	224,500	
	キーエンス	200	31,950.00	6,390,000	
	日置電機	100	2,560.00	256,000	
	シスメックス	200	4,250.00	850,000	
	シスメックス(新)	100	4,440.00	444,000	
	<u>ノスパックス(新)</u> メガチップス	200	1,432.00	286,400	
	日本電産コパル電子	500	907.00	453,500	
	コーセル	200	3,730.00	746,000	
	オプテックス	100	2,750.00	275,000	
	千代田インテグレ	100	3,240.00	324,000	
	デンセイ・ラムダ	200	1,505.00	301,000	
	,,,,,	200	1,000.00	001,000	<u> </u>

< T. W.T.	A-1-	Lab. Mer	評価額単価	評価額金額	, m . m
種類	銘柄	株数	(円)	(円)	備考
株券	スタンレー電気	1,200	1,931.00	2,317,200	
	ウシオ電機	1,000	2,480.00	2,480,000	
	日本デジタル研究所	300	1,307.00	392,100	
	山一電機	100	1,578.00	157,800	
	図研	200	1,299.00	259,800	
	日本電子	1,000	603.00	603,000	
	カシオ計算機	1,700	1,994.00	3,389,800	
	ファナック	1,400	9,860.00	13,804,000	
	FDK	1,000	254.00	254,000	
	日本シイエムケイ	1,000	2,105.00	2,105,000	
	エンプラス	200	3,140.00	628,000	
	<u> </u>	700	10,000.00	7,000,000	
	浜松ホトニクス	500	2,830.00	1,415,000	
	三井ハイテック	300	1,542.00	462,600	
	新光電気工業 京セラ	200	8,680.00 8,090.00	1,736,000	
	太陽誘電	1,100	1,340.00	8,899,000 1,340,000	
	村田製作所	1,300	6,520.00	8,476,000	
	双葉電子工業	300	2,790.00	837,000	
	松下電工	5,000	1,133.00	5,665,000	
	ニチコン	600	1,446.00	867,600	
	日本ケミコン	1,000	770.00	770,000	
	KOA	300	1,111.00	333,300	
	市光工業	1,000	355.00	355,000	
	小糸製作所	1,000	1,747.00	1,747,000	
	ミツバ	1,000	1,257.00	1,257,000	
	大日本スクリーン製造	2,000	843.00	1,686,000	
	キヤノン	5,400	6,710.00	36,234,000	代用有価証券で 2,500 株 担保差入
	リコー	4,000	2,115.00	8,460,000	
	日本電産サンキョー	1,000	1,575.00	1,575,000	
	東京エレクトロン	1,100	6,730.00	7,403,000	
	トヨタ紡織	800	1,992.00	1,593,600	
	ユニプレス	300	1,180.00	354,000	
	ボッシュ	2,000	580.00	1,160,000	
	豊田自動織機	1,600	4,050.00	6,480,000	
	<u>三櫻工業</u> デンソー	5,300	899.00 3,640.00	359,600 19,292,000	
	東海理化電機製作所	1,000	2,670.00	2,670,000	
	三井造船	6,000	300.00	1,800,000	
	<u>一九是湖</u> 佐世保重工業	1,000	248.00	248,000	
	川崎重工業	8,000	322.00	2,576,000	
	日本車輌製造	1,000	285.00	285,000	
	日産自動車	27,500	1,250.00	34,375,000	代用有価証券で 10,000株 担保差入
	いすゞ自動車	7,000	472.00	3,304,000	
	トヨタ自動車	22,100	5,870.00	129,727,000	代用有価証券で 10,000株 担保差入
	日野自動車	4,000	735.00	2,940,000	
	日産ディーゼル工業	2,000	725.00	1,450,000	
	三菱自動車工業	26,000	261.00	6,786,000	
	武蔵精密工業	300	2,770.00	831,000	
	トヨタ車体	800	2,280.00	1,824,000	
	日産車体	1,000	823.00	823,000	
	関東自動車工業 新明和工業	500 1 000	1,775.00	887,500 672,000	
	極東開発工業	1,000	672.00 1,085.00	672,000 325,500	
	極東開発工業(新)	100	1,085.00	108,500	
<del></del>	世界用光工業(却)   日信工業	100	5,600.00	560,000	
	トピー工業	2,000	428.00	856,000	
<del></del>	曙ブレーキ工業	1,000	930.00	930,000	
	タチエス	200	1,191.00	238,200	
	NOK	1,000	3,150.00	3,150,000	
					•

種類	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
		1/1 ጀአ	(円)	(円)	備写
株券	フタバ産業	500	2,550.00	1,275,000	
	カヤバ工業	2,000	404.00	808,000	
	プレス工業	1,000	541.00	541,000	
	カルソニックカンセイ	2,000	727.00	1,454,000	
	ケーヒン	500	2,955.00	1,477,500	
	アイシン精機	1,700	3,670.00	6,239,000	
	マツダ	7,000	529.00	3,703,000	
	ダイハツ工業	2,000	1,103.00	2,206,000	
	本田技研工業	5,600	6,630.00		代用有価証券で 2,000 株 担保差入
	スズキ 富士重工業	3,300	2,255.00	7,441,500	
	ヤマハ発動機	5,000 1,700	599.00 2,580.00	2,995,000 4,386,000	
	ショーワ	500	1,872.00	936,000	
	エクセディ	400	3,000.00	1,200,000	
	豊田合成	700	2,400.00	1,680,000	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	300	1,224.00	367,200	
	エフ・シー・シー	200	5,300.00	1,060,000	
	シマノ	600	2,895.00	1,737,000	
	テルモ	1,000	3,440.00	3,440,000	
	日機装	1,000	838.00	838,000	
	島津製作所	2,000	812.00	1,624,000	
	クボテック	1	104,000.00	104,000	
	東京精密	300	5,690.00	1,707,000	
	ニコン	2,000	1,837.00	3,674,000	
	オリンパス	1,000	3,080.00	3,080,000	
	HOYA	2,700	4,180.00	11,286,000	
	ノーリツ鋼機	300	2,050.00	615,000	
	ペンタックス	1,000	652.00	652,000	
	日本電産コパル	400	1,377.00	550,800	
	シチズン時計	2,000	945.00	1,890,000	
	リズム時計工業	1,000	228.00	228,000	
	セイコー ニプロ	1,000	610.00	610,000	
	<u>ーノロ</u> バンダイナムコホールディングス	1,000 1,550	1,736.00 1,709.00	1,736,000 2,648,950	
	フランスベッドホールディングス	1,000	309.00	309,000	
	バンプレスト	100	3,100.00	310,000	
	トッパン・フォームズ	800	1,564.00	1,251,200	
	フジシールインターナショナル	200	3,770.00	754,000	
	h=-	200	1,115.00	223,000	
	トミー(新)	100	990.00	99,000	
	タカノ	100	2,085.00	208,500	
	亜細亜証券印刷	100	1,980.00	198,000	
	大建工業	1,000	425.00	425,000	
	凸版印刷	5,000	1,226.00	6,130,000	
	大日本印刷	5,000	2,065.00	10,325,000	
	図書印刷	1,000	532.00	532,000	
	共同印刷	1,000	544.00	544,000	
	アシックス	1,000	1,174.00	1,174,000	
	ツツミ	200	3,680.00	736,000	
	ローランド ヤマハ	100	2,795.00	279,500	
		1,300	1,902.00	2,472,600	
	クリナップ ピジョン	300 100	1,076.00 1,514.00	322,800 151,400	
	パラマウントベッド	200	2,845.00	569,000	
	リンテック	500	2,060.00	1,030,000	
	タカラ	800	2,060.00	352,000	
	イトーキ	1,000	872.00	872,000	
	任天堂	800	12,980.00	10,384,000	
	タカラスタンダード	1,000	739.00	739,000	
	コクヨ	800	1,696.00	1,356,800	
<b></b>	l		,	, ,	l

種類		株数	評価額単価	評価額金額	備考
			(円)	(円)	*** -
株券	ダイワ精工	1,000	241.00	241,000	
	岡村製作所	1,000	855.00	855,000	
	美津濃	1,000	691.00	691,000	
	アデランス	300	3,190.00	957,000	
	東京電力	8,900	2,885.00		代用有価証券で 4,000 株 担保差入
	中部電力	4,800	2,865.00	13,752,000	
	関西電力	6,000	2,565.00	15,390,000	
	中国電力	2,200	2,265.00	4,983,000	
	北陸電力	1,300	2,310.00	3,003,000	
	東北電力	3,000	2,265.00	6,795,000	
	四国電力	1,500	2,375.00	3,562,500	
	九州電力	2,800	2,540.00	7,112,000	
	北海道電力 沖縄電力	1,300 100	2,445.00	3,178,500 637,000	
	電源開発	500	6,370.00 3,890.00	1,945,000	
	東京瓦斯	17,000	485.00	8,245,000	
	大阪瓦斯	14,000	399.00	5,586,000	
	東邦瓦斯	4,000	476.00	1,904,000	
	西部瓦斯	3,000	260.00	780,000	
	東武鉄道	6,000	535.00	3,210,000	
	相模鉄道	3,000	378.00	1,134,000	
	東京急行電鉄	7,000	690.00	4,830,000	
	京浜急行電鉄	4,000	745.00	2,980,000	
	小田急電鉄	6,000	657.00	3,942,000	
	京王電鉄	5,000	702.00	3,510,000	
	京成電鉄	2,000	803.00	1,606,000	
	富士急行	1,000	426.00	426,000	
	東日本旅客鉄道	24	744,000.00	17,856,000	
	西日本旅客鉄道	13	432,000.00	5,616,000	
	東海旅客鉄道	13	991,000.00	12,883,000	
	西日本鉄道	2,000	437.00	874,000	
	近畿日本鉄道	11,000	444.00	4,884,000	
	阪急ホールディングス	6,000	549.00	3,294,000	
	阪神電気鉄道	2,000	897.00	1,794,000	
	名古屋鉄道	6,000	436.00	2,616,000	
	日本通運	7,000	638.00	4,466,000	
	ヤマトホールディングス	2,000	2,050.00	4,100,000	
	山九	2,000	511.00	1,022,000	
	センコー	1,000	425.00	425,000	
	日本梱包運輸倉庫	1,000	1,413.00	1,413,000	
	福山通運	2,000	480.00	960,000	
	セイノーホールディングス	2,000	1,088.00	2,176,000	
	日立物流	1,000	1,099.00	1,099,000	
	日本郵船	7,000		5,131,000	
	商船三井 川崎汽船	7,000 4,000	873.00 710.00	6,111,000 2,840,000	
	新和海運	1,000	361.00	361,000	
	飯野海運	1,000	1,019.00	1,019,000	
	第一中央汽船	1,000	264.00	264,000	•
	全日本空輸	11,000	387.00	4,257,000	
	日本航空	13,000	296.00	3,848,000	
	三菱倉庫	2,000	1,576.00	3,152,000	
	<u>一名后</u> 三井倉庫	1,000	622.00	622,000	
	<u>一九后</u> 住友倉庫	2,000	897.00	1,794,000	
	上組	2,000	982.00	1,964,000	
	郵船航空サービス	100	4,680.00	468,000	
	近鉄エクスプレス	200	2,800.00	560,000	
	新日鉄ソリューションズ	300	2,935.00	880,500	
	ネットマークス	1	230,000.00	230,000	
	ドワンゴ	1	256,000.00	256,000	
		'	_55,566.56	_00,000	I

様類	備考
テレパーク         1         555,000.00         555,000           フェイス(新)         8         48,900.00         391,200           野村総合研究所         300         12,570.00         3,771,000           サイパネットシステム         2         122,000.00         244,000           シンプレクス・テクノロジー         1         282,000.00         328,000           ブジテレビジョン         14         257,000.00         3,599,000           ヤフー         155         151,000.00         1,927,000           ヤフー(新)         79         153,000.00         12,087,000           トレンドマイクロ         500         4,180.00         2,090,000           日本オラクル         500         4,180.00         2,090,000           日本オラクル         500         4,180.00         2,090,000           アルファシスズ         100         3,070.00         307,000           ブルインタングンインインス         300         4,570.00         1,331,800           オービックビジネスコンサかタント         150         6,180.00         927,000           伊藤忠宇クリイエック・コミュニケーシ         12         91,800.00         2,196,000           スカイバワフォトールディ         200         1,489.00         297,800           エイベックス・グルーブ・ホールディ         200         1,489.00         297,800	
フェイス(新)	
野村総合研究所   300   12,570.00   3,771,000   サイバネットシステム   2   122,000.00   244,000   シンプレクス・テクノロジー   1   328,000.00   328,000   7ジテレビジョン   14   257,000.00   3,598,000   オービック   100   19,270.00   1,927,000   1,92	
サイバネットシステム         2         122,000.00         244,000           シンプレクス・テクノロジー         1         328,000.00         328,000           フジテレビジョン         14         257,000.00         3,598,000           オーピック         100         19,270.00         1,927,000           ヤフー         55         151,000.00         1,927,000           トレンドマイクロ         500         4,180.00         2,090,000           日本オラクル         500         4,960.00         2,440,000           アルファンステムズ         100         3,070.00         307,000           シーエーシー         100         1,338.00         133,800           オーピックビジネスコンサルタント         150         6,180.00         927,000           伊藤忠テクノサイエンス         300         4,570.00         1,371,000           大塚商会         200         10,980.00         2,196,000           スカイパーフェクト・コミュニケーションズ         12         91,800.00         1,101,600           コンズ         電適国際情報サービス         200         1,489.00         297,800           エイベックス・グルーブ・ホールディ         200         1,660.00         532,000           ブグス         10         1,384.00         1,101,600           東京放送         1,101         3,200.00         1,101,600	
シンプレクス・テクノロジー	-
フジテレビジョン	
オーピック	
ヤフー(新)         55         151,000.00         8,305,000           ヤフー(新)         79         153,000.00         12,087,000           トレンドマイクロ         500         4,180.00         2,090,000           日本オラクル         500         4,960.00         2,480,000           アルファシステムズ         100         3,070.00         307,000           シーエーシー         100         1,338.00         133,800           オーピックビジネスコンサルタント         150         6,180.00         927,000           伊藤忠テクノサイエンス         300         4,570.00         1,371,000           大塚商会         200         10,980.00         2,196,000           スカイバーフェクト・コミュニケーションズ         12         91,800.00         1,101,600           エイペックス・グルーブ・ホールディシグス         200         1,489.00         297,800           エエイペックス・グルーブ・ホールディシグス         200         1,489.00         297,800           エネペックス・グルーブ・ホールディシグス         200         1,489.00         297,800           エネペックス・グルーブ・ホールディシス・グルーブ・ホールディシス・グルーブ・ホールディシス・グルーブ・ルーディングス         200         1,721.00         344,200           東京放送         1,101         3,384.00         1,107,200         344,200           東京放送         1,100         3,200.00         3,520,000         344,200         3	
ヤフー(新)         79         153,000.00         12,087,000           トレンドマイクロ         500         4,180.00         2,090,000           日本オラクル         500         4,960.00         2,480,000           アルファシステムズ         100         3,070.00         307,000           シーエーシー         100         1,338.00         133,800           オービックビジネスコンサルタント         150         6,180.00         927,000           大塚商会         200         10,980.00         2,196,000           スカイバーフェクト・コミュニケーションズ         12         91,800.00         1,311,000           電通国際情報サービス         200         1,489.00         297,800           エイベックス・グルーブ・ホールディングス         200         2,660.00         532,000           カイニシス         800         1,384.00         1,107,200           富士通ビジネスシステム         200         1,721.00         344,200           東京放送         1,100         3,200.00         3,520,000           ロムテレビ財田         7         302,000.00         2,114,000           テレビ東京         200         4,070.00         814,000           イー・アクセス         10         76,000.00         760,000           サレビ東京         10         76,000.00         7760,000           <	
トレンドマイクロ         500         4,180.00         2,090,000           日本オラクル         500         4,960.00         2,480,000           アルファシステムズ         100         3,070.00         307,000           シーエーシー         100         1,338.00         133,800           オーピックビジネスコンサルタント         150         6,180.00         927,000           伊藤忠テクノサイエンス         300         4,570.00         1,371,000           大塚商会         200         10,990.00         2,196,000           スカイパーフェクト・コミュニケーションズ         12         91,800.00         1,101,600           電工経験情報サービス         200         1,489.00         297,800           エイペックス・グルーブ・ホールディングス         200         1,489.00         297,800           エイペックス・グルーブ・ホールディングス         200         1,489.00         297,800           エイペックス・グルーブ・ホールディングス         200         1,489.00         297,800           エイペックス・グルーブ・ホールディングス         200         1,489.00         297,800           エスペックス・グルーブ・ホールディングス         200         1,489.00         297,800           エスペックス・グルーブ・ボールディングス         200         1,721.00         344,200           東京放送         1,100         3,200.00         3,522,000           日本エランと明日         7302.00         <	
日本オラクル	
シーエーシー       100       1,338.00       133,800         オーピックビジネスコンサルタント       150       6,180.00       927,000         伊藤忠テクノサイエンス       300       4,570.00       1,371,000         大塚商会       200       10,980.00       2,196,000         スカイパーフェクト・コミュニケーションズ       12       91,800.00       2,97,800         電通国際情報サービス       200       1,489.00       297,800         エイペックス・グループ・ホールディングス       200       2,660.00       532,000         日本ユニシス       800       1,384.00       1,107,200         富士通ビジネスシステム       200       1,721.00       344,200         東京放送       1,100       3,200.00       3,520,000         日本テレビ放送網       160       17,630.00       2,820,800         テレビ朝日       7 302,000.00       2,114,000         テレビ東京       200       4,070.00       814,000         イー・アクセス       10       76,000.00       760,000         日立モバイル       200       7,390.00       147,800         N E C モバイリング       100       2,015.00       201,500         日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000       代用有価証券         K D D I       26       654,000.00       17,004,000       2,337,000	
オーピックビジネスコンサルタント	
伊藤忠テクノサイエンス 300 4,570.00 1,371,000 大塚商会 200 10,980.00 2,196,000 スカイパーフェクト・コミュニケーションズ 12 91,800.00 1,101,600 297,800 エイベックス・グループ・ホールディングス 200 1,489.00 297,800 エイベックス・グループ・ホールディングス 800 1,384.00 1,107,200 富士通ビジネスシステム 200 1,721.00 344,200 東京放送 1,100 3,200.00 3,520,000 日本テレビ放送網 160 17,630.00 2,820,800 テレビ朝日 7 302,000.00 2,114,000 テレビ東京 200 4,070.00 814,000 イー・アクセス 10 76,000.00 760,000 日本電信電話 63 564,000.00 35,532,000 代用有価証券・KDDI 26 654,000.00 17,004,000 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 298 191,000.00 400,520 GMOインターネット 300 2,090.00 195,000 日別ホールディングス 58 7,940.00 460,520 GMOインターネット 300 1,000 995,000 995,000 東東 1,200 7395,000 1,550,000 東東 2,000 75,000 97,950.00 1,550,000 東東 2,000 75,000 995,000 東東 1,200 75,000 97,950.00 1,550,000 東東 2,000 75,500 91,550,000 東東 1,200 75,000 7,395,000 元月、550,000 東東 1,200 7,550,000 7,395,000 元月、550,000 東京・サー・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ブーク 17 435,000.00 7,395,000 元月、550,000 元月、550	
大塚商会	
スカイパーフェクト・コミュニケーションズ 200 1,489.00 297,800 エイベックス・グループ・ホールディングス 200 2,660.00 532,000 日本ユニシス 800 1,384.00 1,107,200 富士通ビジネスシステム 200 1,721.00 344,200 東京放送 1,100 3,200.00 3,520,000 日本テレビ放送網 160 17,630.00 2,820,800 テレビ朝日 7 302,000.00 3,144,000 デレビ東京 200 4,070.00 814,000 イー・アクセス 10 76,000.00 760,000 日立モパイル 200 739.00 147,800 NE C モパイリング 100 2,015.00 201,500 日本電信電話 63 564,000.00 35,532,000 代用有価証券 K D D I 26 654,000.00 17,004,000 光通信 300 7,790.00 2,337,000 エヌ・ティ・ティ・ドコモ 298 191,000.00 56,918,000 代用有価証券 インポイス 58 7,940.00 460,520 日対イスス 58 7,940.00 460,520 日前ホールディングス 200 1,946.00 389,200 所用ホールディングス 200 3,790.00 34,000 304,000 日文社 200 1,946.00 389,200 角川ホールディングス 200 3,790.00 758,000 東宝 1,200 2,300.00 7,395,000 東東宝 1,200 2,300.00 7,395,000 東東宇 1,200 2,300.00 7,395,000 東東宇 1,200 2,300.00 7,395,000 東京 1,262.00 252,400	
コンズ   電通国際情報サービス   200	
エイベックス・グルーブ・ホールディングス       200       2,660.00       532,000         日本ユニシス       800       1,384.00       1,107,200         富士通ビジネスシステム       200       1,721.00       344,200         東京放送       1,100       3,200.00       3,520,000         日本テレビ放送網       160       17,630.00       2,820,800         テレビ朝日       7       302,000.00       2,114,000         テレビ東京       200       4,070.00       814,000         イ・アクセス       10       76,000.00       760,000         日立モバイル       200       739.00       147,800         N E C モバイリング       100       2,015.00       201,500         日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000       代用有価証券*         K D D I       26       654,000.00       17,004,000       大通信       2,337,000       代用有価証券*         J S A T       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券*         J S A T       2 229,000.00       458,000       インポイス       460,520       67,000       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000       304,000       389,200       角川ホールディングス       200       1,946.00       389,200       角川ホールディングス       200       1,946.00 </th <th></th>	
カース	
富士通ビジネスシステム       200       1,721.00       344,200         東京放送       1,100       3,200.00       3,520,000         日本テレビ放送網       160       17,630.00       2,820,800         テレビ朝日       7       302,000.00       2,114,000         テレビ東京       200       4,070.00       814,000         イー・アクセス       10       76,000.00       760,000         日立モバイル       200       739.00       147,800         NECモバイリング       100       2,015.00       201,500         日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000 代用有価証券・         KDDI       26       654,000.00       17,004,000         光通信       300       7,790.00       2,337,000         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券・         JSAT       2229,000.00       458,000       インポイス       58       7,940.00       460,520         GMOインターネット       300       2,090.00       627,000       第23研究社       1,000       304,000       389,200         増加ホールディングス       200       1,946.00       389,200       758,000       995,000       東東         東安       1,200       2,300.00       2,760,000       7,395,000       7,395	
富士通ビジネスシステム       200       1,721.00       344,200         東京放送       1,100       3,200.00       3,520,000         日本テレビ放送網       160       17,630.00       2,820,800         テレビ朝日       7       302,000.00       2,114,000         テレビ東京       200       4,070.00       814,000         イー・アクセス       10       76,000.00       760,000         日立モバイル       200       739.00       147,800         NECモバイリング       100       2,015.00       201,500         日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000 代用有価証券・         KDDI       26       654,000.00       17,004,000         光通信       300       7,790.00       2,337,000         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券・         JSAT       2229,000.00       458,000       インポイス       58       7,940.00       460,520         GMOインターネット       300       2,090.00       627,000       第23研究社       1,000       304,000       389,200         増加ホールディングス       200       1,946.00       389,200       758,000       995,000       東東         東安       1,200       2,300.00       2,760,000       7,395,000       7,395	
日本テレビ放送網       160       17,630.00       2,820,800         テレビ朝日       7       302,000.00       2,114,000         テレビ東京       200       4,070.00       814,000         イー・アクセス       10       76,000.00       760,000         日立モパイル       200       739.00       147,800         NECモパイリング       100       2,015.00       201,500         日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000 代用有価証券         K D D I       26       654,000.00       17,004,000         光通信       300       7,790.00       2,337,000         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000 代用有価証券         J S A T       2       229,000.00       458,000         インボイス       58       7,940.00       460,520         G M O インターネット       300       2,090.00       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000         昭文社       200       1,946.00       389,200         角川ホールディングス       200       3,790.00       758,000         東宝       1,200       2,300.00       2,760,000         東宋       1,200       2,300.00       7,395,000         エヌ・ティ・ティ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ	
テレビ朝日       7       302,000.00       2,114,000         テレビ東京       200       4,070.00       814,000         イー・アクセス       10       76,000.00       760,000         日立モパイル       200       739.00       147,800         NECモパイリング       100       2,015.00       201,500         日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000       代用有価証券         K D D I       26       654,000.00       17,004,000       光通信         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券         J S A T       2       229,000.00       458,000         インボイス       58       7,940.00       460,520         G M O インターネット       300       2,090.00       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000         昭文社       200       1,946.00       389,200         角川ホールディングス       200       3,790.00       758,000         東宝       1,200       2,300.00       2,760,000         東映       2,000       775.00       1,550,000         エヌ・ティ・ティ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ	
テレビ東京       200       4,070.00       814,000         イー・アクセス       10       76,000.00       760,000         日立モパイル       200       739.00       147,800         NECモバイリング       100       2,015.00       201,500         日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000       代用有価証券         K D D I       26       654,000.00       17,004,000         光通信       300       7,790.00       2,337,000         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券         J S A T       2       229,000.00       458,000         インボイス       58       7,940.00       460,520         G M O インターネット       300       2,090.00       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000         昭文社       200       1,946.00       389,200         角川ホールディングス       200       3,790.00       758,000         東宝       1,200       2,300.00       2,760,000         東映       2,000       775.00       1,550,000         エヌ・ティ・ティ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ	
イー・アクセス       10       76,000.00       760,000         日立モバイル       200       739.00       147,800         NECモバイリング       100       2,015.00       201,500         日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000       代用有価証券         K D D I       26       654,000.00       17,004,000         光通信       300       7,790.00       2,337,000         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券         J S A T       2       229,000.00       458,000         インボイス       58       7,940.00       460,520         G M O インターネット       300       2,090.00       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000         昭文社       200       1,946.00       389,200         角川ホールディングス       200       3,790.00       758,000         東宝       1,200       2,300.00       2,760,000         東映       2,000       775.00       1,550,000         エヌ・ティ・ティ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ	
日立モパイル       200       739.00       147,800         NECモバイリング       100       2,015.00       201,500         日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000       代用有価証券         K D D I       26       654,000.00       17,004,000         光通信       300       7,790.00       2,337,000         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券         J S A T       2       229,000.00       458,000         インポイス       58       7,940.00       460,520         G M O インターネット       300       2,090.00       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000         昭文社       200       1,946.00       389,200         角川ホールディングス       200       3,790.00       758,000         校竹       1,000       995.00       995,000         東安       1,200       2,300.00       2,760,000         東映       2,000       775.00       1,550,000         エヌ・ティ・ティ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ・ディ	
NECモバイリング       100       2,015.00       201,500         日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000       代用有価証券         K D D I       26       654,000.00       17,004,000         光通信       300       7,790.00       2,337,000         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券         J S A T       2       229,000.00       458,000         インボイス       58       7,940.00       460,520         G M O インターネット       300       2,090.00       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000         昭文社       200       1,946.00       389,200         角川ホールディングス       200       3,790.00       758,000         松竹       1,000       995.00       995,000         東宝       1,200       2,300.00       2,760,000         東映       2,000       775.00       1,550,000         エヌ・ティ・ティ・ディ・ディ・ディ・ディタ       17       435,000.00       7,395,000         テクモ       200       1,262.00       252,400	
日本電信電話       63       564,000.00       35,532,000       代用有価証券         K D D I       26       654,000.00       17,004,000         光通信       300       7,790.00       2,337,000         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券         J S A T       2       229,000.00       458,000         インボイス       58       7,940.00       460,520         G M O インターネット       300       2,090.00       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000         昭文社       200       1,946.00       389,200         角川ホールディングス       200       3,790.00       758,000         松竹       1,000       995.00       995,000         東宝       1,200       2,300.00       2,760,000         東映       2,000       775.00       1,550,000         エヌ・ティ・ティ・ディ・ディ・ディ・データ       17       435,000.00       7,395,000         テクモ       200       1,262.00       252,400	
K D D I       26       654,000.00       17,004,000         光通信       300       7,790.00       2,337,000         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券         J S A T       2       229,000.00       458,000         インボイス       58       7,940.00       460,520         G M O インターネット       300       2,090.00       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000         昭文社       200       1,946.00       389,200         角川ホールディングス       200       3,790.00       758,000         松竹       1,000       995.00       995,000         東宝       1,200       2,300.00       2,760,000         東映       2,000       775.00       1,550,000         エヌ・ティ・ティ・ディタ       17       435,000.00       7,395,000         テクモ       200       1,262.00       252,400	
光通信       300       7,790.00       2,337,000         エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券         JSAT       2       229,000.00       458,000         インボイス       58       7,940.00       460,520         GMOインターネット       300       2,090.00       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000         昭文社       200       1,946.00       389,200         角川ホールディングス       200       3,790.00       758,000         松竹       1,000       995.00       995,000         東宝       1,200       2,300.00       2,760,000         東映       2,000       775.00       1,550,000         エヌ・ティ・ティ・ディ・データ       17       435,000.00       7,395,000         テクモ       200       1,262.00       252,400	: 30 株 担保差人
エヌ・ティ・ティ・ドコモ       298       191,000.00       56,918,000       代用有価証券         JSAT       2       229,000.00       458,000         インボイス       58       7,940.00       460,520         GMOインターネット       300       2,090.00       627,000         学習研究社       1,000       304.00       304,000         昭文社       200       1,946.00       389,200         角川ホールディングス       200       3,790.00       758,000         松竹       1,000       995.00       995,000         東宝       1,200       2,300.00       2,760,000         東映       2,000       775.00       1,550,000         エヌ・ティ・ティ・ディタ       17       435,000.00       7,395,000         テクモ       200       1,262.00       252,400	
JSAT     2     229,000.00     458,000       インボイス     58     7,940.00     460,520       GMOインターネット     300     2,090.00     627,000       学習研究社     1,000     304.00     304,000       昭文社     200     1,946.00     389,200       角川ホールディングス     200     3,790.00     758,000       松竹     1,000     995.00     995,000       東宝     1,200     2,300.00     2,760,000       東映     2,000     775.00     1,550,000       エヌ・ティ・ティ・データ     17     435,000.00     7,395,000       テクモ     200     1,262.00     252,400	
インボイス     58     7,940.00     460,520       GMOインターネット     300     2,090.00     627,000       学習研究社     1,000     304.00     304,000       昭文社     200     1,946.00     389,200       角川ホールディングス     200     3,790.00     758,000       松竹     1,000     995.00     995,000       東宝     1,200     2,300.00     2,760,000       東映     2,000     775.00     1,550,000       エヌ・ティ・ティ・データ     17     435,000.00     7,395,000       テクモ     200     1,262.00     252,400	, 130 林 担体全人
GMOインターネット     300     2,090.00     627,000       学習研究社     1,000     304.00     304,000       昭文社     200     1,946.00     389,200       角川ホールディングス     200     3,790.00     758,000       松竹     1,000     995.00     995,000       東宝     1,200     2,300.00     2,760,000       東映     2,000     775.00     1,550,000       エヌ・ティ・ティ・データ     17     435,000.00     7,395,000       テクモ     200     1,262.00     252,400	
学習研究社     1,000     304.00     304,000       昭文社     200     1,946.00     389,200       角川ホールディングス     200     3,790.00     758,000       松竹     1,000     995.00     995,000       東宝     1,200     2,300.00     2,760,000       東映     2,000     775.00     1,550,000       エヌ・ティ・ティ・データ     17     435,000.00     7,395,000       テクモ     200     1,262.00     252,400	
昭文社     200     1,946.00     389,200       角川ホールディングス     200     3,790.00     758,000       松竹     1,000     995.00     995,000       東宝     1,200     2,300.00     2,760,000       東映     2,000     775.00     1,550,000       エヌ・ティ・ティ・データ     17     435,000.00     7,395,000       テクモ     200     1,262.00     252,400	
松竹     1,000     995.00     995,000       東宝     1,200     2,300.00     2,760,000       東映     2,000     775.00     1,550,000       エヌ・ティ・ティ・データ     17     435,000.00     7,395,000       テクモ     200     1,262.00     252,400	
東宝     1,200     2,300.00     2,760,000       東映     2,000     775.00     1,550,000       エヌ・ティ・ディ・データ     17     435,000.00     7,395,000       テクモ     200     1,262.00     252,400	
東映     2,000     775.00     1,550,000       エヌ・ティ・ディ・データ     17     435,000.00     7,395,000       テクモ     200     1,262.00     252,400	
エヌ・ティ・ディ・データ     17     435,000.00     7,395,000       テクモ     200     1,262.00     252,400	
テクモ 200 1,262.00 252,400	
光栄 400 3,390.00 1,356,000	
CRCソリューションズ 100 2,100.00 210,000	
DTS 100 3,710.00 371,000	
スクウェア・エニックス 600 3,300.00 1,980,000	
日立ソフトウェアエンジニアリング	
カプコン 500 1,210.00 605,000	
住商情報システム 400 2,100.00 840,000	
C S K ホールディングス	
日立情報システムズ     300     2,865.00     859,500       アイネス     400     850.00     340,000	
アイネス	
T K C 200 2,275.00 455,000	
TIS 300 2,830.00 849,000	
日本システムディベロップメント 200 3,390.00 678,000	

種類	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
作里天貝	<b>近</b> 个个	作本文义	(円)	(円)	佣ち
株券	コナミ	900	2,350.00	2,115,000	
	ニイウス	4	132,000.00	528,000	
	双日	2,300	607.00		
	アルフレッサ ホールディングス	200	5,350.00	1,070,000	
	JFE商事ホールディングス	2,000	552.00	1,104,000	
	小野建	100	1,835.00	183,500	
	佐鳥電機	100	1,888.00	188,800	
	伯東	200	1,926.00	385,200	
-	ナガイレーベン 菱食	100 200	2,835.00 3,240.00	283,500 648,000	
-	メディセオ・パルタックホールディン	200	3,240.00	040,000	
	グス	1,100	1,689.00	1,857,900	
	アドヴァン	200	1,777.00	355,400	
	アズワン	100	2,450.00	245,000	
	シモジマ	100	1,503.00	150,300	
	ドウシシャ	100	2,455.00	245,500	
	黒田電気	300	1,883.00	564,900	
	ネットワンシステムズ	4	251,000.00	1,004,000	
	丸文	200	1,478.00	295,600	
-	ハピネット	100	2,940.00	294,000	
-	トーメンエレクトロニクス アルゴグラフィックス	200 100	2,850.00	570,000	
	ガリバーインターナショナル	70	2,660.00 12.160.00	266,000 851,200	
	日本エム・ディ・エム	100	1,149.00	114,900	
	ドッドウエル ビー・エム・エス	400	794.00	317,600	
	マクニカ	200	3,050.00	610,000	
	伊藤忠商事	9,000	851.00	7,659,000	
	丸紅	9,000	565.00	5,085,000	
	トーメン	6,000	171.00	1,026,000	
	長瀬産業	1,000	1,421.00	1,421,000	
	蝶理	1,000	274.00	274,000	
	豊田通商	2,000	2,450.00	4,900,000	
	兼松	3,000	234.00	702,000	
	三井物産	9,000	1,382.00	12,438,000	
	日本紙パルプ商事	1,000	392.00	392,000	
	日立ハイテクノロジーズ	900	2,530.00	2,277,000	
-	山善 住友商事	1,000 7.000	716.00 1,360.00	716,000 9,520,000	
	三菱商事	9,800	2,340.00	22,932,000	
-	第一実業	1,000	516.00	516,000	
	キヤノン販売	1,000	2,555.00	2,555,000	
	菱洋エレクトロ	300	1,769.00	530,700	
	ユアサ商事	2,000	252.00	504,000	
	阪和興業	2,000	433.00	866,000	
	岩谷産業	2,000	381.00	762,000	
	ナイス	1,000	481.00	481,000	
	兼松エレクトロニクス	100	879.00	87,900	
	稲畑産業	1,000	1,141.00	1,141,000	
	東邦薬品	400	1,439.00	575,600	
	サンゲツ	300	2,845.00	853,500	
	伊藤忠エネクス	600	909.00	545,400	
	サンリオ	600	1,122.00	673,200	
	リョーサン	300	3,130.00	939,000	
	東陽テクニカ加密電子	200 200	1,480.00	296,000	
-	加賀電子 三益半導体工業	200	3,190.00 1,930.00	638,000 386,000	
	二位十号中工業  ヤマタネ	1,000	244.00	244,000	
-	トラスコ中山	300	2,665.00	799,500	
	オートバックスセプン	300	4,910.00	1,473,000	
	加藤産業	200	2,085.00	417,000	
<u> </u>	加州大	200	2,000.00	717,000	

接続 株部 株部 株部 (円)				評価額単価	評価額金額	
### グエローハット 200 1.241.00 248.200	種類	銘柄	株数			備考
日本ビジネコンピューター 100 1,732.00 173,200 日本ビジネコンピューター 100 885.00 89.500 198.500 197.000 158.400 177.000 199.400 19	烘光	7.T.D.= 1.w. b	200			
日本ビジネスコンピューター 100 885.00 89.500	怀分				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ジャパン連封					,	
パイタルネット   300   789.00   226.700   226.700   366種種産業   200   3.780.00   7768.000   274.000   274.000   274.000   274.000   274.000   274.000   274.000   274.000   274.000   274.000   274.000   274.000   274.000   275.000					,	
回線電機器業						
インパクトニ+					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ドトールコーヒー 100 2,400.00 240,000 240,000 1 5,374,000 1 1,374,000 1 ソフトパンク 2,100 8,350.00 17,535,000 1 3,260.00 1 1,260,000 1 52 コス 200 724.00 1 1,820,0					,	
Sスミグループ本社   300					·	
ソフトバンク         2.100         8.380.00         17.585.000           スズケン         50         3.640.00         1,820.000           ジェコス         200         724.00         1,820.000           ブラテ薬品         200         4,710.00         942.000           エーピーシー・マート(新)         200         3,707.00         614,000           アスクル(新)         200         3,630.00         726,000           アスクル(新)         200         3,630.00         726,000           アスクル(新)         1         938,000.00         788,000           ガイ         1         383,000.00         786,000           ガイトト         200         3,630.00         726,000           エディオン         200         7,580.00         1,526,000           エディオン         600         1,839.00         1,536,000           エディオン         100         4,080.00         465,000           エディオン         100         7,550.00         755,000           カンドアンシステム         100         7,550.00         755,000           カンド・カンタス・ホールディングス         200         4,800.00         976,000           センメをアイ・ホールディングス         200         4,800.00         976,000           はるやま高事         100					,	
スズケン						
ジェコス         200         724.00         144.800           ローソン         600         4,620.00         2,772.000           カラ素品         200         4,710.00         342.000           エーピーシー・マート(新)         200         3,150.00         315.000           アスクル         200         3,630.00         726.000           アスクル(新)         200         3,840.00         788.000           ダオ         1         383,000.00         383,000           ボイント         200         7,850.00         1,526.000           ボイント         200         7,850.00         1,507.000           ボイント         200         7,850.00         1,507.000           ボイント         200         7,850.00         1,507.000           ボイント         200         7,850.00         7,555.000           バースー         100         7,555.00         7,555.000           ボイント         200         4,800.00         9			The state of the s			
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				,		
カフチ葉后 200 4.710.00 942.000 315.000 315.000 1 エーピーシー・マート 100 3.150.00 315.000 315.000					·	
エーピーシー・マート(新) 200 3,150.00 614,000 アスクル 200 3,630.00 786,000 アスクル 200 3,630.00 786,000 アスクル(新) 200 3,840.00 788,000 アスクル(新) 200 7,630.00 1,526,000 ボイント 200 7,630.00 1,536,000 ボイント 200 7,630.00 1,536,000 エディオン 600 1,536,000 1,536,000 日本レストランシステム 100 4,050.00 405,000 日本レストランシステム 100 4,050.00 2,160,000 バニーズ 100 7,550.00 755,000 ブックオフコーボレーション 100 2,450.00 245,000 サークルドサンクス 500 2,655.00 1,327,500 セブシをアイ・ホールディングス 7,000 4,270.00 29,890.000 ツルバホールディングス 200 4,880.00 976,000 はるや変術事 100 1,691.00 159,100 カッパ・クリエイト 100 2,180.00 218,000 カッパ・クリエイト 100 2,180.00 978,000 民品計画 200 7,550.00 1,510.000 コナカ 100 1,637.00 163,700 コナナ 100 1,637.00 163,700 コナナ 200 4,270.00 1,755.00 コナオーテータートオーテータートオータートオータートオータートオータートオータートオ						
エーピーシー・マート(新) 200 3,070.00 614,000 アスクル 200 3,630.00 726,000 アスクル(新) 200 3,840.00 788,000 グオ 1 383,000.00 383,000 ボイント 200 7,630.00 1,526,000 エディオン 600 1,939.00 1,163,400 日本レストランシステム 100 4,050.00 405,000 バニーズ 100 4,050.00 755,000 バニーズ 100 7,550.00 755,000 バニーズ 100 7,550.00 755,000 グックオフコーボレーション 100 7,550.00 755,000 グックオフコーボレーション 100 2,450.00 245,000 サークルドサンクス 500 2,655.00 1,327,500 セブンをアイ・ホールディングス 7,000 4,270.00 29,890.000 ツルバホールディングス 200 4,880.00 976,000 はるやま物事 100 1,691.00 189,100 カッパ、クリエイト 100 2,180.00 218.000 東ボイント 200 4,880.00 978,000 東流計画 200 7,550.00 7,550.00 1,510,000 世がンマルケー 100 6,680.00 688,000 コジマ 300 1,258.00 11,637.00 ボスフール 300 562.00 188,600 コジマ 300 1,258.00 377,400 コーナン前事 200 1,807.00 361,400 ワクミ 750.00 11,756,000 アクミ 750.00 11,756,000					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
アスクル(新)         200         3,630.00         726,000           アスクル(新)         200         3,840.00         768,000           グオ         1         333,000.00         383,000           ボイント         200         7,650.00         1,526,000           エディオン         600         1,939,00         1,526,000           日本レストランシステム         100         4,050.00         405,000           三雄         4,000         540.00         2,150,000           バニーズ         100         7,550.00         755,000           ブックオフコーボレーション         100         7,550.00         755,000           サークルドサンクス         500         2,655.00         1,327,500           セプシ及アイ・ホールディングス         7,000         4,270.00         29,890.00           ツルバホールディングス         7,000         4,880.00         976,000           はるや表商事         100         1,681.00         189,100           カッパ・フリエイト         100         2,180.00         978,000           良品計画         200         4,890.00         978,000           良品計画         200         7,550.00         1,510.00           良工         100         1,681.00         193,100           ウストクレ         100					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
アスクル(新)         200         3,840.00         768.000           グオ         1         3833,000.00         383,000           ボイント         200         7,630.00         1,526,000           エディオン         600         1,939.00         1,163,400           日本レストランシステム         100         4,050.00         405.000           三雄         4,000         540.00         2,160,000           バースアインアンス         100         2,450.00         2,450.00           サークルドサンタス         500         2,655.00         1,327,500           セブン& アイ・ホールディングス         7,000         4,270.00         29,890,000           ツルハホールディングス         200         4,880.00         976,000           はるやま商事         100         1,681.00         169,100           カッパ・クリエイト         100         2,180.00         218.000           ライトオン         200         4,890.00         978.000           奥品計画         400         2,635.00         1,510.000           ラボオン         200         4,890.00         978.000           奥品計画         400         2,635.00         1,564.000           サンマルク         100         6,680.00         1,554.000           サンマルク         100						
ヴオ       1       383,000,00       383,000         ボイント       200       7,630,00       1,526,000         エディオン       600       1,939,00       1,163,400         日本レストランシステム       100       4,050,00       405,000         バニーズ       100       7,550,00       755,000         ブックオフコーボレーション       100       2,450,00       245,000         サークルドサンクス       500       2,655,00       1,327,500         セブン&アイ・ホールディングス       7,000       4,270.00       29,890,000         ツルバホールディングス       200       4,880.00       976,000         はるやまは事事       100       1,691.00       169,100         カッバ・クリエイト       100       2,180.00       218,000         ライトオン       200       4,890.00       978,000         良品計画       200       7,550.00       1,510,000         三城       400       2,635.00       1,054,000         サンマルク       100       6,880.00       688,000         コナカ       100       1,687.00       163,700         ボスフール       300       1,288.00       377,400         コンサン 海事       200       1,807.00       361,400         フタミ       300       1,288.00       <					·	
ポイント 200 7,630.00 1,526,000 1,163,000 日本レストランシステム 100 4,050.00 40,000 2,160,000 1,163,000 日本レストランシステム 100 7,550.00 755,000 755,000 77,550.00 77,500.00 77,500.00 77,500.00 77,500.00 77,500.00 77,500.00 77,500.00 77,500.00 77,500.00 77,		` '			·	
田本レストランシステム 100 1,939.00 1,163,400 日本レストランシステム 100 4,050.00 405,000 100 1,163,000 100 1,163,000 100 1,163,000 100 1,163,000 100 1,163,000 1,163,000 1,163,000 1,164					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
日本レストランシステム						
三越						
ハニーズ						
ブックオフコーボレーション         100         2,450.00         245,000           サークルドサンクス         500         2,655.00         1,327,500           セブン&アイ・ホールディングス         7,000         4,270.00         29,890,000           ツルハホールディングス         200         4,880.00         976,000           はるやま商事         100         1,691.00         169,100           カッパ・クリエイト         100         2,180.00         278,000           ライトオン         200         4,890.00         978,000           良品計画         200         7,550.00         1,510,000           三城         400         2,635.00         1,054,000           サンマルク         100         6,680.00         688,000           コナカ         100         1,637.00         168,600           コシマ         300         1,258.00         377,400           コーナン商事         200         1,807.00         361,400           フタミ         300         1,855.00         361,400           フタミ         300         1,876.00         362,000           ドン・キホーテ         200         8,780.00         1,756,000           西校屋チェーン         200         8,780.00         1,756,000           西校屋チェーン         200			,			
サークルドサンクス       500       2,655.00       1,327,500         セプン&アイ・ホールディングス       7,000       4,270.00       29,890,000         以りルバホールディングス       200       4,880.00       976,000         はるやま商事       100       1,681.00       169,100         カッバ・クリエイト       100       2,180.00       218,000         ライトオン       200       4,890.00       978,000         曼品計画       200       7,550.00       1,510,000         三城       400       2,635.00       1,054,000         サンマルク       100       6,680.00       668,000         コナカ       100       1,637.00       163,700         ポスフール       300       562.00       168,600         コジマ       300       1,258.00       377,400         フタミ       300       1,855.00       377,400         アタミ       300       1,855.00       565.500         ドン・キホーテ       200       8,780.00       1,756.000         西松屋チェーン       200       2,080.00       416.000         ゼンショー       200       2,080.00       375.200         ユニマットオフィスコ       100       1,624.00       487.200         ユニマットオフィデッドフィスス       100       6,040.00       <					,	
セブン&アイ・ホールディングス 7,000 4,270.00 29,890,000 ツルバホールディングス 200 4,880.00 976,000 はなやま南箏 100 1,691.00 2,180.00 218,000 ライトオン 200 4,890.00 978,000 東京・ハウ・フリエイト 100 2,180.00 218,000 978,000 東京・ハウ・フリエイト 200 4,890.00 978,000 1,510,000 三域 400 2,635.00 1,510,000 三域 400 2,635.00 1,510,000 三域 400 2,635.00 1,054,000 サンマルク 100 6,880.00 668,000 13,700 がスフール 300 562.00 168,600 377,400 コナカ 100 1,637.00 163,700 ボスフール 300 562.00 168,600 377,400 コンジマ 300 1,258.00 377,400 361,400 ワクタミ 300 1,885.00 556,500 ドン・キホーテ 200 1,807.00 361,400 ワクタミ 300 1,855.00 556,500 17,756,000 西松屋チェーン 200 4,210.00 842,000 はジショー 200 2,080.00 416,000 487,200 コニマットオフィスコ 100 1,500.00 150,000 サイゼリヤ 300 1,624.00 487,200 コナイテッドアローズ 100 6,040.00 604,000 604,000 き部屋 100 2,280.00 228,000 スキ薬局 200 1,470.00 914,400 スキ薬局 200 1,470.00 914,400 7ファミリーマート 600 3,550.00 2,130,000 ホ音路路 200 1,912.00 382,400 千万寮会 1,000 1,000 914,000 792.00 772.00 114,400 772.00 1,912.00 382,400 千万寮会 1,000 1,000 914,000 792.00 772.00 114,400 772.00 772.00 114,400 772.00 772.00 114,400 772.00 772.00 114,400 772.00 772.00 114,400 772.00 772.00 772.00 114,400 772.00 772.00 772.000 1,912.00 382.400 千万寮会 1,000 1,090.0					· ·	
ツルバホールディングス   200   4,880.00   976,000   18					,- ,	
はるやま高事						
カッパ・クリエイト         100         2,180.00         218,000           ライトオン         200         4,890.00         978,000           良品計画         200         7,550.00         1,510,000           三城         400         2,635.00         1,054,000           サンマルク         100         6,680.00         668,000           コナカ         100         1,637.00         163,700           ポスフール         300         562.00         188,600           コジマ         300         1,258.00         377,400           コーナン商事         200         1,807.00         361,400           ワタミ         300         1,855.00         556,500           ドン・キホーテ         200         8,780.00         1,756,000           西松屋チェーン         200         4,210.00         842,000           ゼンショー         200         2,080.00         416,000           ゼンショー         200         1,876.00         375,200           ユニマットオフィスコ         100         1,500.00         150,000           サイゼリヤ         300         1,624.00         487,200           ユナイデッドアローズ         100         6,040.00         604,000           カイデッドアン・アースー         100         6,040.00					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ライトオン       200       4,890.00       978,000         良品計画       200       7,550.00       1,510,000         三城       400       2,635.00       1,054,000         サンマルク       100       6,880.00       668,000         コナカ       100       1,637.00       163,700         ポスフール       300       562.00       188,600         コジマ       300       1,258.00       377,400         コーナン商事       200       1,807.00       381,400         ワタミ       300       1,855.00       556,500         ドン・ホホーテ       200       8,780.00       1,756,000         西松屋チェーン       200       4,210.00       842,000         ゼンショー(新)       200       1,876.00       375,200         ユニマットオフィスコ       100       1,500.00       150,000         サイゼリヤ       300       1,624.00       487,200         ユナイテッドアローズ       100       6,040.00       604,000         ウスションリーマート       600       3,550.00       228,000         スギ薬房       200       4,570.00       914,000         ムトウ       200       572.00       114,400         ファミリーマート       600       3,550.00       2,130,000						
良品計画       200       7,550.00       1,510,000         三城       400       2,635.00       1,054,000         サンマルク       100       6,680.00       688,000         コナカ       100       1,637.00       163,700         ポスフール       300       562.00       168,600         コジマ       300       1,258.00       377,400         コーナン商事       200       1,807.00       361,400         ワタミ       300       1,855.00       556,500         ドン・キホーテ       200       8,780.00       1,756,000         西松屋チェーン       200       4,210.00       842,000         ゼンショー       200       2,080.00       416,000         ゼンショー(新)       200       1,876.00       375,200         ユニマットオフィスコ       100       1,500.00       150,000         サイゼリヤ       300       1,624.00       487,200         ユナイテッドアローズ       100       6,040.00       604.000         香番屋       100       2,280.00       228,000         スギ薬房       200       4,570.00       914,000         ムトウ       20       572.00       114,400         ファミリーマート       600       3,550.00       2,130,000					·	
三城						
サンマルク         100         6,680.00         668,000           コナカ         100         1,637.00         163,700           ポスフール         300         562.00         168,600           コジマ         300         1,258.00         377,400           コーナン商事         200         1,807.00         361,400           ワタミ         300         1,855.00         556,500           ドン・キホーテ         200         8,780.00         1,756,000           西松屋チェーン         200         4,210.00         842,000           ゼンショー(新)         200         2,080.00         416,000           ゼンショー(新)         200         1,876.00         375,200           ユニマットオフィスコ         100         1,500.00         150,000           サイゼリヤ         300         1,624.00         487,200           ユナイテッドアローズ         100         6,040.00         604,000           香蟹屋         100         2,280.00         228,000           スギ薬局         200         4,570.00         914,000           ムトウ         20         572.00         114,400           ファミリーマート         600         3,550.00         2,130,000           木曽路         200         1,912.00         382						
コナカ		***				
ポスフール 300 562.00 168,600 377,400 コジマ 300 1,258.00 377,400 コーナン商事 200 1,807.00 361,400 ワタミ 300 1,855.00 566,500 ドン・キホーテ 200 8,780.00 1,756,000 超松屋チェーン 200 4,210.00 842,000 ゼンショー 200 2,080.00 416,000 375,200 ユニマットオフィスコ 100 1,500.00 150,000 サイゼリヤ 300 1,624.00 487,200 ユニマットオフィスコ 100 6,040.00 604,000 き番屋 100 2,280.00 228,000 スギ薬局 200 4,570.00 914,000 カトウ 200 572.00 114,400 ファミリーマート 600 3,550.00 2,130,000 未曽路 200 1,912.00 382,400 千趣会 1,000 1,090,000 サイジ・カー 400 692.00 276,800 アリエツ 1,000 792.00 792,000 マリエツ 1,000 792.00 792,000 マリエンツ 1,000 792.00 792,000 アリエンツ 1,000 416.00 416,000 サバルらーく 800 1,871.00 1,496,800 島忠 400 3,360.00 733,500 733,500 ヨークペニマル 400 73,740.00 1,496,000						
コジマ   300						
コーナン商事 200 1,807.00 361,400 79ミ 300 1,855.00 556,500 ドン・キホーテ 200 8,780.00 1,756,000 西松屋チェーン 200 4,210.00 842,000 ゼンショー 200 2,080.00 416,000 150,000 コニマットオフィスコ 100 1,500.00 150,000 サイゼリヤ 300 1,624.00 487,200 コナイテッドアローズ 100 6,040.00 604,000 音番屋 100 2,280.00 228,000 スギ薬局 200 4,570.00 914,000 カトウ 200 572.00 114,400 ファミリーマート 600 3,550.00 2,130,000 オ曽路路 200 1,912.00 382,400 千趣会 1,000 1,000 0 1,000.00 1,000.00 でカーヨー 400 692.00 276,800 アルエツ 1,000 416.00 416,000 すかいらーく 800 1,871.00 1,496,800 島忠 400 3,360.00 1,344,000 チョダ 300 1,496,000					·	
ワタミ       300       1,855.00       556,500         ドン・キホーテ       200       8,780.00       1,756,000         西松屋チェーン       200       4,210.00       842,000         ゼンショー       200       2,080.00       416,000         ゼンショー(新)       200       1,876.00       375,200         ユニマットオフィスコ       100       1,500.00       150,000         サイゼリヤ       300       1,624.00       487,200         ユナイテッドアローズ       100       6,040.00       604,000         壱番屋       100       2,280.00       228,000         スギ薬局       200       4,570.00       914,000         ムトウ       200       572.00       114,400         ファミリーマート       600       3,550.00       2,130,000         木管路       200       1,912.00       382,400         干趣会       1,000       1,090.00       1,090,000         ケーヨー       400       692.00       276,800         上新電機       1,000       792.00       792,000         マルエツ       1,000       416,000       416,000         オかいら       400       3,360.00       1,344,000         勇忠       400       3,360.00       1,446,800 <tr< td=""><th></th><td></td><td></td><td></td><td>· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</td><td></td></tr<>					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ドン・キホーテ       200       8,780.00       1,756,000         西松屋チェーン       200       4,210.00       842,000         ゼンショー       200       2,080.00       416,000         ゼンショー(新)       200       1,876.00       375,200         ユニマットオフィスコ       100       1,500.00       150,000         サイゼリヤ       300       1,624.00       487,200         ユナイテッドアローズ       100       6,040.00       604,000         壱番屋       100       2,280.00       228,000         スギ薬局       200       4,570.00       914,000         ムトウ       200       572.00       114,400         ファミリーマート       600       3,550.00       2,130,000         木曽路       200       1,912.00       382,400         干趣会       1,000       1,090.00       1,090,000         ケーヨー       400       692.00       276,800         上新電機       1,000       792.00       792,000         マルエツ       1,000       416.00       416,000         オかいらく       800       1,871.00       1,496,800         島忠       400       3,360.00       1,344,000         チョダ       300       2,445.00       733,500 <tr< td=""><th></th><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr<>						
西松屋チェーン 200 4,210.00 842,000 ゼンショー 200 2,080.00 416,000 ガンショー(新) 200 1,876.00 375,200 1,876.00 375,200 1,500,000 サイゼリヤ 300 1,624.00 487,200 1,624.00 487,200 1,77.00 6,040.00 604,000 664,000 664 600 77.00 914,000 1,700,000 1,77.00 914,000 1,77.0				,	,	
ゼンショー (新)			200			
ゼンショー(新)   200					,	
コニマットオフィスコ 100 1,500.00 150,000 サイゼリヤ 300 1,624.00 487,200 コナイテッドアローズ 100 6,040.00 604,000 604,000 ま番屋 100 2,280.00 914,000 カトウ 200 572.00 114,400 ファミリーマート 600 3,550.00 2,130,000 未曽路 200 1,912.00 382,400 千趣会 1,000 1,090.00 1,090.00 アチュー 400 692.00 792,000 792,000 マルエツ 1,000 416.00 416,000 すかいらーく 800 1,871.00 1,496,800 島忠 400 3,360.00 1,344,000 チョダ 300 2,445.00 733,500 1,496,000 1,496,000 アオラグニマル 400 3,740.00 1,496,000			200	2,080.00		
サイゼリヤ 300 1,624.00 487,200 コナイテッドアローズ 100 6,040.00 604,000 壱番屋 100 2,280.00 228,000 スギ薬局 200 4,570.00 914,000 ムトウ 200 572.00 114,400 ファミリーマート 600 3,550.00 2,130,000 木曽路 200 1,912.00 382,400 千趣会 1,000 1,090.00 1,090,000 ケーヨー 400 692.00 276,800 上新電機 1,000 792.00 792,000 マルエツ 1,000 416.00 416,000 すかいらーく 800 1,871.00 1,496,800 島忠 400 3,360.00 1,344,000 チョダ 300 2,445.00 733,500 ヨークベニマル 400 3,740.00 1,496,000					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
コナイテッドアローズ       100       6,040.00       604,000         壱番屋       100       2,280.00       228,000         スギ薬局       200       4,570.00       914,000         ムトウ       200       572.00       114,400         ファミリーマート       600       3,550.00       2,130,000         木曽路       200       1,912.00       382,400         千趣会       1,000       1,090.00       1,090,000         ケーヨー       400       692.00       276,800         上新電機       1,000       792.00       792,000         マルエツ       1,000       416.00       416,000         すかいらーく       800       1,871.00       1,496,800         島忠       400       3,360.00       1,344,000         チヨダ       300       2,445.00       733,500         ヨークベニマル       400       3,740.00       1,496,000			100	.,		
壱番屋       100       2,280.00       228,000         スギ薬局       200       4,570.00       914,000         ムトウ       200       572.00       114,400         ファミリーマート       600       3,550.00       2,130,000         木曽路       200       1,912.00       382,400         千趣会       1,000       1,090.00       1,090,000         ケーヨー       400       692.00       276,800         上新電機       1,000       792.00       792,000         マルエツ       1,000       416.00       416,000         すかいらーく       800       1,871.00       1,496,800         島忠       400       3,360.00       1,344,000         チヨダ       300       2,445.00       733,500         ヨークベニマル       400       3,740.00       1,496,000			300	1,624.00	487,200	
スギ薬局       200       4,570.00       914,000         ムトウ       200       572.00       114,400         ファミリーマート       600       3,550.00       2,130,000         木曽路       200       1,912.00       382,400         千趣会       1,000       1,090.00       1,090,000         ケーヨー       400       692.00       276,800         上新電機       1,000       792.00       792,000         マルエツ       1,000       416.00       416,000         すかいらーく       800       1,871.00       1,496,800         島忠       400       3,360.00       1,344,000         チヨダ       300       2,445.00       733,500         ヨークベニマル       400       3,740.00       1,496,000					,	
ムトウ     200     572.00     114,400       ファミリーマート     600     3,550.00     2,130,000       木曽路     200     1,912.00     382,400       千趣会     1,000     1,090.00     1,090,000       ケーヨー     400     692.00     276,800       上新電機     1,000     792.00     792,000       マルエツ     1,000     416.00     416,000       すかいらーく     800     1,871.00     1,496,800       島忠     400     3,360.00     1,344,000       チヨダ     300     2,445.00     733,500       ヨークベニマル     400     3,740.00     1,496,000					,	
ファミリーマート     600     3,550.00     2,130,000       木曽路     200     1,912.00     382,400       千趣会     1,000     1,090.00     1,090,000       ケーヨー     400     692.00     276,800       上新電機     1,000     792.00     792,000       マルエツ     1,000     416.00     416,000       すかいらーく     800     1,871.00     1,496,800       島忠     400     3,360.00     1,344,000       チヨダ     300     2,445.00     733,500       ヨークベニマル     400     3,740.00     1,496,000		スギ薬局	200		· ·	
木曽路     200     1,912.00     382,400       千趣会     1,000     1,090.00     1,090,000       ケーヨー     400     692.00     276,800       上新電機     1,000     792.00     792,000       マルエツ     1,000     416.00     416,000       すかいらーく     800     1,871.00     1,496,800       島忠     400     3,360.00     1,344,000       チヨダ     300     2,445.00     733,500       ヨークベニマル     400     3,740.00     1,496,000			200	572.00	114,400	
千趣会     1,000     1,090.000     1,090,000       ケーヨー     400     692.00     276,800       上新電機     1,000     792.00     792,000       マルエツ     1,000     416.00     416,000       すかいらーく     800     1,871.00     1,496,800       島忠     400     3,360.00     1,344,000       チヨダ     300     2,445.00     733,500       ヨークベニマル     400     3,740.00     1,496,000						
ケーヨー     400     692.00     276,800       上新電機     1,000     792.00     792,000       マルエツ     1,000     416.00     416,000       すかいらーく     800     1,871.00     1,496,800       島忠     400     3,360.00     1,344,000       チヨダ     300     2,445.00     733,500       ヨークベニマル     400     3,740.00     1,496,000			200		382,400	-
上新電機     1,000     792.00     792,000       マルエツ     1,000     416.00     416,000       すかいらーく     800     1,871.00     1,496,800       島忠     400     3,360.00     1,344,000       チヨダ     300     2,445.00     733,500       ヨークベニマル     400     3,740.00     1,496,000			1,000	1,090.00	1,090,000	-
マルエツ     1,000     416.00     416,000       すかいらーく     800     1,871.00     1,496,800       島忠     400     3,360.00     1,344,000       チヨダ     300     2,445.00     733,500       ヨークベニマル     400     3,740.00     1,496,000		ケーヨー	400	692.00	276,800	
すかいらーく     800     1,871.00     1,496,800       島忠     400     3,360.00     1,344,000       チヨダ     300     2,445.00     733,500       ヨークペニマル     400     3,740.00     1,496,000		上新電機	1,000	792.00	792,000	
島忠     400     3,360.00     1,344,000       チョダ     300     2,445.00     733,500       ヨークベニマル     400     3,740.00     1,496,000			1,000	416.00	416,000	
チヨダ     300     2,445.00     733,500       ヨークベニマル     400     3,740.00     1,496,000		7 17 1 - 7	800	1,871.00	1,496,800	
ヨークベニマル		島忠	400	3,360.00	1,344,000	
		チヨダ	300	2,445.00	733,500	
ライフコーポレーション   400   1,703.00   681,200			400	3,740.00		
		ライフコーポレーション	400	1,703.00	681,200	

種類	銘柄	株数	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	備考
株券	リンガーハット	300	1,310.00	393,000	
	MrMax	400	457.00	182,800	
	アオキインターナショナル	400	1,840.00	736,000	
	コメリ	400	4,240.00	1,696,000	
	青山商事	500	3,340.00	1,670,000	
	しまむら	200	14,270.00	2,854,000	
	高島屋	2,000	1,770.00	3,540,000	
	大丸	1,000	1,634.00	1,634,000	
	松坂屋	1,000	953.00 221.00	953,000	
	丸善	1,000		221,000 3,045,000	
	伊勢丹	1,400	2,175.00	1,017,000	
	阪急百貨店 マルカン	,	1,017.00		
	ニッセン パルコ	300	1,656.00	496,800 1,064,000	
		1,000	1,064.00 2,060.00	4,738,000	
	丸井 ダイエー	2,300			
		500	2,760.00	1,380,000	
	イズミヤ	1,000	863.00	863,000	
	イオン =====	4,400	2,715.00	11,946,000	
	西友 ユニー	4,000	297.00 1,516.00	1,188,000 1,516,000	
		1,000			
	イズミ	400	3,560.00	1,424,000	
	平和堂	1,000	2,065.00	2,065,000	
	フジ	200	1,963.00	392,600	
	ヤオコー	100	2,750.00	275,000	
	ゼビオ	200	5,250.00	1,050,000	
	ギガスケーズデンキ	200	3,020.00	604,000	
	Olympic	200	1,071.00	214,200	
	ヤマダ電機	500	12,830.00	6,415,000	
	ホーマック	300	1,573.00	471,900	
	アークランドサカモト	200	2,030.00	406,000	
	ニトリ	200	8,520.00	1,704,000	
	吉野家ディー・アンド・シー	5	208,000.00	1,040,000	
	マツモトキヨシ	400	3,420.00	1,368,000	
	松屋フーズ	100	2,290.00	229,000	
	プレナス	300	3,270.00	981,000	
	ミニストップ	200 300	2,470.00	494,000	
	アークス		2,090.00	627,000	
	カーマ	300	2,515.00	754,500	
	ダイキ バロー	200 220	1,202.00	240,400 772,200	
			3,510.00		
	大庄 ファーストリテイリング	200 600	1,572.00	314,400 4,878,000	
	サンドラッグ	200	8,130.00 5,990.00	1,198,000	
	ベルーナ	200	3,660.00	732,000	
	新生銀行	10,000	680.00	6,800,000	
		62.74	1,560,000.00		   代用有価証券で 15 株 担保差入
	三菱UFJフィナンシャル・グループ   りそなホールディングス	32	386,000.00	12,352,000	
	三井トラスト・ホールディングス	5,000	1,464.00	7,320,000	
	三井住友フィナンシャルグループ				
	二升任及フィナフシャルグループ   第四銀行	3 000	1,150,000.00 582.00	50,600,000	
	北越銀行	3,000 2,000	367.00	734,000	
	福岡銀行	3,000	882.00	2,646,000	
	西日本シティ銀行	4,000	703.00	2,846,000	
		,			
	札幌北洋ホールディングス	2	1,180,000.00	2,360,000	
	もみじホールディングス 工芸銀行	5 000	383,000.00	1,149,000 5,130,000	
	千葉銀行   横浜銀行	5,000 8,000	1,026.00		
		,	904.00	7,232,000	
	常陽銀行	5,000	754.00	3,770,000	
<u> </u>	群馬銀行   中華取知行	3,000	791.00	2,373,000	
	武蔵野銀行	200	7,090.00	1,418,000	<u> </u>

株券 千葉興業銀行	考
関東つくば銀行 200 1,790.00 358,000 東京都民銀行 200 4,620.00 924,000 九州親和ホールディングス 2,000 37.00 674,000 七十七銀行 2,000 504.00 1,088,000 南森銀行 2,000 610.00 1,220,000 山形銀行 2,000 671.00 1,220,000 山形銀行 2,000 671.00 1,222,000 日子銀行 2,000 671.00 1,222,000 日子銀行 2,000 671.00 1,222,000 日子銀行 2,000 671.00 1,222,000 日子銀行 2,000 671.00 1,342,000 日子銀行 2,000 646.00 1,292,000 日子銀行 2,000 646.00 1,292,000 日子銀行 2,000 646.00 1,292,000 日子銀行 2,000 8月7.00 1,345,000 日子銀行 2,000 8月7.00 1,345,000 日子銀行 2,000 8月7.00 1,345,000 日子銀行 2,000 8月7.00 1,345,000 1,345,000 日子銀行 2,000 8月7.00 1,345,000 日子銀行 2,000 8月7.00 1,788,000 日子銀行 2,000 8月8.00 2,2814,000 日子銀行 2,000 8月8.00 1,788,000 日子銀行 2,000 8月8.00 1,784,000 日子銀行 2,000 8月8.00 1,290,000 日子870,000 日子88日 1,290,000 日子870,000 日子88日 1,290,000 日子89,000 日子80,000 日子80,	
東京都巨銀行   200	
九州親和ホールディングス	
世十七銀行 2,000 919.00 1,838,000 青露銀行 2,000 504.00 1,008,000 以田銀行 2,000 610.00 1,220,000 以田銀行 2,000 671.00 1,342,000 台手銀行 2,000 671.00 1,342,000 台手銀行 2,000 671.00 1,342,000 台手銀行 2,000 646.00 1,626,000 分方の 8,130.00 1,1345,000 1,13456,000 1,13456,000 1,13456,000 1,13456,000 1,13456,000 1,13456,000 1,13456,000 1,13456,000 1,1	
青森銀行	
秋田銀行	
山形銀行	
岩手銀行	
東邦銀行	
みちのく銀行	
静岡銀行       4,000       1,158.00       4,632,000         十六銀行       2,000       847.00       1,694,000         スルガ銀行       1,000       1,345.00       1,345,000         八十二銀行       3,000       938.00       2,814,000         山梨中央銀行       2,000       894.00       1,788,000         大垣共立銀行       2,000       700.00       1,400,000         福井銀行       2,000       465.00       930,000         北國銀行       3,000       557.00       1,671,000         滋賀銀行       2,000       857.00       1,714,000         南都銀行       2,000       825.00       1,650,000         京都銀行       2,000       822.00       1,644,000         京都銀行       2,000       1,231.00       2,462,000         総開銀行       3,000       290.00       870,000         三重銀行       1,000       660.00       660,000         地田銀行       2,000       1,231.00       2,462,000         湖田銀行       1,000       660.00       660,000         ほぼほびマイナンシャルゲループ       7,000       511.00       3,577,000         広島銀行       1,000       6,450.00       1,290,000         はくぼくマフィナンシャルゲループ       7,000       51.00	
スルガ銀行	
八十二銀行       3,000       938.00       2,814,000         山梨中央銀行       2,000       894.00       1,788,000         大垣共立銀行       2,000       700.00       1,400,000         福井銀行       2,000       465.00       930,000         北國銀行       3,000       557.00       1,671,000         滋賀銀行       2,000       857.00       1,714,000         南都銀行       2,000       825.00       1,685,000         百五銀行       2,000       822.00       1,644,000         京都銀行       2,000       1,231.00       2,462,000         紀陽銀行       3,000       290.00       870,000         三重銀行       1,000       660.00       660,000         池田銀行       200       6,450.00       1,290,000         ほくほくフィナンシャルゲループ       7,000       511.00       3,577,000         広島銀行       1,000       660.00       660,000         山口銀行       1,000       1,574.00       1,574,000         山宮合同銀行       1,000       1,574.00       1,574,000         山宮合同銀行       2,000       1,725.00       3,450,000         伊予銀行       2,000       1,725.00       3,450,000         伊予銀行       2,000       749.00       1	
山梨中央銀行	
大垣共立銀行	
福井銀行 2,000 465.00 930,000 北國銀行 3,000 557.00 1,671,000 滋質銀行 2,000 857.00 1,714,000 南都銀行 2,000 825.00 1,650,000 百五銀行 2,000 822.00 1,644,000 京都銀行 2,000 822.00 1,644,000 京都銀行 2,000 1,231.00 2,462,000 紀陽銀行 3,000 290.00 870,000 三重銀行 1,000 660.00 660,000 660,000 旧田銀行 2,000 6,450.00 1,290,000 ほくほくフィナンシャルグループ 7,000 511.00 3,577,000 広島銀行 1,000 1,574,000 1,574,000 山口銀行 1,000 1,574,000 1,574,000 山口銀行 1,000 1,757.00 1,574,000 加田銀行 2,000 1,207,000 所別銀行 2,000 1,207,000 「日本日銀行 2,000 1,725.00 3,450,000 日十四銀行 2,000 1,725.00 3,450,000 日十四銀行 2,000 1,175.00 2,350,000 百十四銀行 2,000 749.00 1,498,000 四国銀行 1,000 601.00 601,000 阿別銀銀行 2,000 816.00 1,632,000 鹿児島銀行 1,000 967.00 967,000 宮崎銀行 1,000 967.00 967,000 日本日銀行 2,000 936.00 1,872,000 任資銀行 2,000 936.00 1,872,000 所別銀銀行 2,000 936.00 1,872,000 任資銀行 2,000 936.00 1,872,000 任資銀行 2,000 936.00 1,872,000 所別 1,000 所別 1,000 972,000 所別 1,005.00 10,050,000	
北國銀行	
滋賀銀行	
南都銀行	
百五銀行       2,000       822.00       1,644,000         京都銀行       2,000       1,231.00       2,462,000         紀陽銀行       3,000       290.00       870,000         三重銀行       1,000       660.00       660,000         池田銀行       200       6,450.00       1,290,000         居くほくフィナンシャルグループ       7,000       511.00       3,577,000         広島銀行       3,000       753.00       2,259,000         山口銀行       1,000       1,574.00       1,574,000         山陰合同銀行       1,000       1,725.00       3,450,000         中国銀行       2,000       1,175.00       2,350,000         百十四銀行       2,000       749.00       1,498,000         四国銀行       1,000       601.00       601,000         阿波銀行       2,000       816.00       1,632,000         鹿児島銀行       2,000       961.00       1,922,000         大分銀行       1,000       614.00       614,000         肥後銀行       2,000       936.00       1,872,000         佐賀銀行       2,000       492.00       984,000         十八銀行       1,000       678.00       678.00         沖縄銀行       200       5,270.00       1,054,000	
京都銀行       2,000       1,231.00       2,462,000         紀陽銀行       3,000       290.00       870,000         三重銀行       1,000       660.00       660,000         池田銀行       200       6,450.00       1,290,000         居くぼくフィナンシャルグループ       7,000       511.00       3,577,000         広島銀行       3,000       753.00       2,259,000         山口銀行       1,000       1,574.00       1,574,000         山陰合同銀行       1,000       1,207.00       1,207,000         中国銀行       2,000       1,725.00       3,450,000         伊予銀行       2,000       1,175.00       2,350,000         百十四銀行       2,000       749.00       1,498,000         四国銀行       1,000       601.00       601,000         阿波銀行       2,000       816.00       1,632,000         鹿児島銀行       2,000       961.00       1,922,000         大分銀行       1,000       604.00       614,000         肥後銀行       2,000       936.00       1,872,000         佐賀銀行       2,000       492.00       984,000         十八銀行       1,000       678.00       678,000         沖縄銀行       200       5,270.00       1,054,000 </th <th></th>	
紀陽銀行   3,000   290.00   870,000     三重銀行   1,000   660.00   660,000     池田銀行   200   6,450.00   1,290,000     ほくほくフィナンシャルグループ   7,000   511.00   3,577,000     広島銀行   3,000   753.00   2,259,000     山口銀行   1,000   1,574.00   1,574,000     山陰合同銀行   1,000   1,207.00   1,207,000     中国銀行   2,000   1,725.00   3,450,000     伊予銀行   2,000   749.00   1,498,000     四国銀行   1,000   601.00   601,000     所波銀行   2,000   816.00   1,632,000     鹿児島銀行   2,000   961.00   1,922,000     大分銀行   1,000   604.00   614,000     原後銀行   2,000   967.00   967,000     宮崎銀行   1,000   614.00   614,000     原後銀行   2,000   936.00   1,872,000     佐賀銀行   2,000   492.00   984,000     十八銀行   1,000   678.00   678,000     京球銀行   200   5,270.00   1,054,000     琉球銀行   200   3,960.00   792,000     住友信託銀行   10,000   1,005.00   10,050,000	
三重銀行       1,000       660.00       660.00         池田銀行       200       6,450.00       1,290,000         ほくほくフィナンシャルグループ       7,000       511.00       3,577,000         広島銀行       3,000       753.00       2,259,000         山口銀行       1,000       1,574.00       1,574,000         山陰合同銀行       1,000       1,207.00       1,207,000         中国銀行       2,000       1,725.00       3,450,000         伊予銀行       2,000       1,175.00       2,350,000         百十四銀行       2,000       749.00       1,498,000         四国銀行       1,000       601.00       601,000         阿波銀行       2,000       816.00       1,632,000         鹿児島銀行       2,000       961.00       1,922,000         大分銀行       1,000       614.00       614,000         宮崎銀行       1,000       614.00       614,000         磨後銀行       2,000       936.00       1,872,000         佐賀銀行       2,000       492.00       984,000         十八銀行       1,000       678.00       678,000         沖縄銀行       200       3,960.00       792,000         住友信託銀行       10,000       1,005.00       10,050,000<	
池田銀行   200   6,450.00   1,290,000     ほくほくフィナンシャルグループ   7,000   511.00   3,577,000     広島銀行   3,000   753.00   2,259,000     山口銀行   1,000   1,574.00   1,574,000     山陰合同銀行   1,000   1,207.00   1,207,000     中国銀行   2,000   1,725.00   3,450,000     伊予銀行   2,000   749.00   1,498,000     西山銀行   1,000   601.00   601,000     西山銀行   2,000   816.00   1,632,000     西川島銀行   2,000   816.00   1,922,000     大分銀行   2,000   961.00   1,922,000     大分銀行   1,000   601.00   601,000     西後銀行   1,000   614.00   614,000     田後銀行   2,000   967.00   967,000     宮崎銀行   1,000   614.00   614,000     田後銀行   2,000   936.00   1,872,000     佐賀銀行   2,000   492.00   984,000     十八銀行   1,000   678.00   678,000     沖縄銀行   200   5,270.00   1,054,000     琉球銀行   200   3,960.00   792,000     住友信託銀行   10,000   1,005.00   10,050,000	
ぼくぼくフィナンシャルグループ 7,000 511.00 3,577,000 広島銀行 3,000 753.00 2,259,000 山口銀行 1,000 1,574.00 1,574.000 1,574.000 山陰合同銀行 1,000 1,207.00 1,207,000 中国銀行 2,000 1,725.00 3,450,000 伊予銀行 2,000 1,175.00 2,350,000 百十四銀行 2,000 749.00 1,498,000 四国銀行 1,000 601.00 601,000 601,000 所波銀行 2,000 816.00 1,632,000 雇児島銀行 2,000 816.00 1,922,000 大分銀行 1,000 967.00 967.00 967.00 967,000 967,000 官崎銀行 1,000 614.00 614,000 18後銀行 2,000 936.00 1,872,000 佐賀銀行 2,000 936.00 1,872,000 佐賀銀行 2,000 936.00 1,872,000 佐賀銀行 2,000 936.00 1,872,000 佐賀銀行 2,000 936.00 1,872,000 ケナハ銀行 1,000 678.00 678,000 中縄銀行 1,000 678.00 678,000 中縄銀行 2,000 936.00 1,050,000 中縄銀行 2,000 3,960.00 792,000 中縄銀行 2,000 3,960.00 792,000 日は友信託銀行 10,000 1,005.000 10,050,000	
<ul> <li>広島銀行</li> <li>3,000</li> <li>753.00</li> <li>2,259,000</li> <li>山口銀行</li> <li>1,000</li> <li>1,574.00</li> <li>1,574.000</li> <li>1,574.000</li> <li>1,207.000</li> <li>1,207.000</li> <li>1,207.000</li> <li>1,207.000</li> <li>1,207.000</li> <li>1,207.000</li> <li>1,207.000</li> <li>1,207.000</li> <li>1,207.000</li> <li>3,450,000</li> <li>伊予銀行</li> <li>2,000</li> <li>749.00</li> <li>1,498,000</li> <li>四国銀行</li> <li>1,000</li> <li>601.00</li> <li>601,000</li> <li>阿波銀行</li> <li>2,000</li> <li>816.00</li> <li>1,632,000</li> <li>鹿児島銀行</li> <li>2,000</li> <li>961.00</li> <li>1,922,000</li> <li>大分銀行</li> <li>1,000</li> <li>614.00</li> <li>614,000</li> <li>唐後銀行</li> <li>2,000</li> <li>936.00</li> <li>1,872,000</li> <li>佐賀銀行</li> <li>2,000</li> <li>492.00</li> <li>984,000</li> <li>十八銀行</li> <li>1,000</li> <li>678.00</li> <li>678,000</li> <li>沖縄銀行</li> <li>200</li> <li>3,960.00</li> <li>792,000</li> <li>住友信託銀行</li> <li>10,000</li> <li>1,005.00</li> <li>10,050,000</li> </ul>	
山口銀行       1,000       1,574.00       1,574,000         山陰合同銀行       1,000       1,207.00       1,207,000         中国銀行       2,000       1,725.00       3,450,000         伊予銀行       2,000       1,175.00       2,350,000         百十四銀行       2,000       749.00       1,498,000         四国銀行       1,000       601.00       601,000         阿波銀行       2,000       816.00       1,632,000         鹿児島銀行       2,000       961.00       1,922,000         大分銀行       1,000       967.00       967.000         宮崎銀行       1,000       614.00       614,000         肥後銀行       2,000       936.00       1,872,000         佐賀銀行       2,000       492.00       984,000         十八銀行       1,000       678.00       678,000         沖縄銀行       200       5,270.00       1,054,000         琉球銀行       200       3,960.00       792,000         住友信託銀行       10,000       1,005.00       10,050,000	
山陰合同銀行       1,000       1,207.00       1,207,000         中国銀行       2,000       1,725.00       3,450,000         伊予銀行       2,000       1,175.00       2,350,000         百十四銀行       2,000       749.00       1,498,000         四国銀行       1,000       601.00       601,000         阿波銀行       2,000       816.00       1,632,000         鹿児島銀行       2,000       961.00       1,922,000         大分銀行       1,000       967.00       967,000         宮崎銀行       1,000       614.00       614,000         肥後銀行       2,000       936.00       1,872,000         佐賀銀行       2,000       492.00       984,000         十八銀行       1,000       678.00       678,000         沖縄銀行       200       5,270.00       1,054,000         琉球銀行       200       3,960.00       792,000         住友信託銀行       10,000       1,005.00       10,050,000	
中国銀行       2,000       1,725.00       3,450,000         伊予銀行       2,000       1,175.00       2,350,000         百十四銀行       2,000       749.00       1,498,000         四国銀行       1,000       601.00       601,000         阿波銀行       2,000       816.00       1,632,000         鹿児島銀行       2,000       961.00       1,922,000         大分銀行       1,000       967.00       967,000         宮崎銀行       1,000       614.00       614,000         肥後銀行       2,000       936.00       1,872,000         佐賀銀行       2,000       492.00       984,000         十八銀行       1,000       678.00       678,000         沖縄銀行       200       5,270.00       1,054,000         琉球銀行       200       3,960.00       792,000         住友信託銀行       10,000       1,005.00       10,050,000	
伊予銀行       2,000       1,175.00       2,350,000         百十四銀行       2,000       749.00       1,498,000         四国銀行       1,000       601.00       601,000         阿波銀行       2,000       816.00       1,632,000         鹿児島銀行       2,000       961.00       1,922,000         大分銀行       1,000       967.00       967,000         宮崎銀行       1,000       614.00       614,000         肥後銀行       2,000       936.00       1,872,000         佐賀銀行       2,000       492.00       984,000         十八銀行       1,000       678.00       678,000         沖縄銀行       200       5,270.00       1,054,000         琉球銀行       200       3,960.00       792,000         住友信託銀行       10,000       1,005.00       10,050,000	
百十四銀行     2,000     749.00     1,498,000       四国銀行     1,000     601.00     601,000       阿波銀行     2,000     816.00     1,632,000       鹿児島銀行     2,000     961.00     1,922,000       大分銀行     1,000     967.00     967,000       宮崎銀行     1,000     614.00     614,000       肥後銀行     2,000     936.00     1,872,000       佐賀銀行     2,000     492.00     984,000       十八銀行     1,000     678.00     678,000       沖縄銀行     200     5,270.00     1,054,000       琉球銀行     200     3,960.00     792,000       住友信託銀行     10,000     1,005.00     10,050,000	
四国銀行     1,000     601.00     601,000       阿波銀行     2,000     816.00     1,632,000       鹿児島銀行     2,000     961.00     1,922,000       大分銀行     1,000     967.00     967,000       宮崎銀行     1,000     614.00     614,000       肥後銀行     2,000     936.00     1,872,000       佐賀銀行     2,000     492.00     984,000       十八銀行     1,000     678.00     678,000       沖縄銀行     200     5,270.00     1,054,000       琉球銀行     200     3,960.00     792,000       住友信託銀行     10,000     1,005.00     10,050,000	
鹿児島銀行     2,000     961.00     1,922,000       大分銀行     1,000     967.00     967,000       宮崎銀行     1,000     614.00     614,000       肥後銀行     2,000     936.00     1,872,000       佐賀銀行     2,000     492.00     984,000       十八銀行     1,000     678.00     678,000       沖縄銀行     200     5,270.00     1,054,000       琉球銀行     200     3,960.00     792,000       住友信託銀行     10,000     1,005.00     10,050,000	
大分銀行     1,000     967.00     967,000       宮崎銀行     1,000     614.00     614,000       肥後銀行     2,000     936.00     1,872,000       佐賀銀行     2,000     492.00     984,000       十八銀行     1,000     678.00     678,000       沖縄銀行     200     5,270.00     1,054,000       琉球銀行     200     3,960.00     792,000       住友信託銀行     10,000     1,005.00     10,050,000	
宮崎銀行     1,000     614.00     614,000       肥後銀行     2,000     936.00     1,872,000       佐賀銀行     2,000     492.00     984,000       十八銀行     1,000     678.00     678,000       沖縄銀行     200     5,270.00     1,054,000       琉球銀行     200     3,960.00     792,000       住友信託銀行     10,000     1,005.00     10,050,000	
肥後銀行     2,000     936.00     1,872,000       佐賀銀行     2,000     492.00     984,000       十八銀行     1,000     678.00     678,000       沖縄銀行     200     5,270.00     1,054,000       琉球銀行     200     3,960.00     792,000       住友信託銀行     10,000     1,005.00     10,050,000	
佐賀銀行     2,000     492.00     984,000       十八銀行     1,000     678.00     678,000       沖縄銀行     200     5,270.00     1,054,000       琉球銀行     200     3,960.00     792,000       住友信託銀行     10,000     1,005.00     10,050,000	
十八銀行     1,000     678.00     678,000       沖縄銀行     200     5,270.00     1,054,000       琉球銀行     200     3,960.00     792,000       住友信託銀行     10,000     1,005.00     10,050,000	
沖縄銀行     200     5,270.00     1,054,000       琉球銀行     200     3,960.00     792,000       住友信託銀行     10,000     1,005.00     10,050,000	
琉球銀行     200     3,960.00     792,000       住友信託銀行     10,000     1,005.00     10,050,000	
住友信託銀行 10,000 1,005.00 10,050,000	
みずほ信託銀行 31,000 379.00 11,749,000 11,749,000 31,000 31,000 31,000 379.00 11,749,000 31,000 3	## +D/D <del>**</del> \
みずほフィナンシャルグループ	株 担保差人
名古屋銀行 2,000 925.00 1,850,000	
愛知銀行     100     14,550.00     1,455,000       第三銀行     1,000     437.00     437,000	
中京銀行 1,000 437.00 437,000 中京銀行 1,000 429.00 429.00	
東日本銀行 1,000 429.00 429,000 73,000	
愛媛銀行 1,000 541.00 541,000	
フェート	
京葉銀行 2,000 831.00 1,662,000	
対象数1	
振木銀行	
香川銀行 1,000 808.00 808,000	
東和銀行 2,000 365.00 730,000	
徳島銀行 1,000 1,220.00 1,220,000	
福島銀行 2,000 265.00 530,000	

種類	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
作里大只	<b>亚</b> 拉们分	<b>作不安X</b>	(円)	(円)	佣气
株券	大東銀行	1,000	311.00	311,000	
	大和証券グループ本社	9,000	1,134.00	10,206,000	
	日興コーディアルグループ	6,000	1,612.00	9,672,000	
	野村ホールディングス	11,000	2,030.00	22,330,000	
	新光証券	6,000	493.00	2,958,000	
	みずほインベスターズ証券	8,000	372.00	2,976,000	
	岡三ホールディングス	2,000	795.00	1,590,000	
	コスモ証券	4,000	304.00	1,216,000	
	丸三証券	1,000	966.00	966,000	
	東洋証券	1,000	494.00	494,000	
	三菱UFJ証券	4,680	1,431.00	6,697,080	
	東海東京証券	3,000	487.00	1,461,000	
	光世証券	1,000	293.00	293,000	
	水戸証券	1,000	634.00	634,000	
	SMBCフレンド証券	2,000	757.00	1,514,000	
	松井証券	1,700	1,248.00	2,121,600	
	マネックス・ビーンズ・ホールディン グス	2	126,000.00	252,000	
	三井住友海上火災保険	9,000	1,465.00	13,185,000	
	日本興亜損害保険	6,000	995.00	5,970,000	
	損害保険ジャパン	6,000	1,653.00	9,918,000	
	日新火災海上保険	2,000	514.00	1,028,000	
	ニッセイ同和損害保険	3,000	816.00	2,448,000	
	あいおい損害保険	5,000	768.00	3,840,000	
	富士火災海上保険	4,000	441.00	1,764,000	
	ミレアホールディングス	10	2,100,000.00	21,000,000	
	T&Dホールディングス	1,450	7,310.00	10,599,500	
	クレディセゾン	1,000	5,510.00	5,510,000	
	オーエムシーカード	1,000	1,899.00	1,899,000	
	住信リース	200	2,245.00	449,000	
	センチュリー・リーシング・システム	400	1,561.00	624,400	
	SBIホールディングス	53	66,500.00	3,524,500	
-	日本証券金融 アイフル	1,000 850	1,279.00 8,990.00	1,279,000 7,641,500	
	ポケットカード	200	2,855.00	571,000	
	武富士	890	8,000.00	7,120,000	
	三洋電機クレジット	300	2,115.00	634,500	
	リコーリース	300	3,220.00	966.000	
-	クレディア	100	1,711.00	171,100	
	クレディア(新)	100	1,790.00	179,000	
	シンキ	400	1,239.00	495,600	
	イオンクレジットサービス	300	9,020.00	2,706,000	
	ニッシン	4,500	201.00	904,500	
	ニッシン(新)	3,600	166.00	597,600	
	アコム	960	7,360.00	7,065,600	
	三洋信販	200	8,480.00	1,696,000	
	プロミス	800	7,400.00	5,920,000	
	ロプロ	800	646.00	516,800	
	東京リース	500	2,030.00	1,015,000	
	UFJニコス	2,000	1,049.00	2,098,000	
	ジャックス	1,000	1,111.00	1,111,000	
	オリエントコーポレーション	5,000	487.00	2,435,000	
	日立キャピタル	800	2,495.00	1,996,000	
	セントラルファイナンス	1,000	1,092.00	1,092,000	
	オリックス	500	27,210.00	13,605,000	
	住商リース	300	5,020.00	1,506,000	
	ダイヤモンドリース	400	5,420.00	2,168,000	
	ジャフコ	300	8,090.00	2,427,000	
	SFCG	70	29,350.00	2,054,500	
	UFJセントラルリース	200	5,700.00	1,140,000	

種類	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
作里天只	ያከ1ቦ <u>ን</u>	1/1 ጀአ	(円)	(円)	M 5
株券	日本駐車場開発	18	17,640.00	317,520	
	昭栄	200	3,010.00	602,000	
	パーク24	400	3,020.00	1,208,000	
	三井不動産	5,000	1,972.00	9,860,000	
	三菱地所	7,000	1,798.00	12,586,000	
	平和不動産	1,500	654.00	981,000	
	東京建物	2,000	985.00	1,970,000	
	ダイビル	1,000	1,065.00	1,065,000	
	サンケイビル	1,000	795.00	795,000	
	東急不動産	2,000	907.00	1,814,000	
-	京阪神不動産住友不動産	1,000 2,000	995.00 1,977.00	995,000 3,954,000	
	藤和不動産	1,000	604.00	604,000	
	大京	2,000	685.00	1,370,000	
	テーオーシー	1,000	653.00	653,000	
	レオパレス21	900	3,690.00	3,321,000	
	ダイヤモンドシティ	200	4,630.00	926,000	
	アーバンコーポレイション	200	6,770.00	1,354,000	
	明和地所	200	1,669.00	333,800	
	住友不動産販売	200	6,650.00	1,330,000	
	ゴールドクレスト	110	7,760.00	853,600	
	ジョイント・コーポレーション	100	5,740.00	574,000	
	東栄住宅	200	2,140.00	428,000	
	日本エスリード	200	3,100.00	620,000	
	日本綜合地所	200	1,836.00	367,200	
	東急リバブル	200	5,950.00	1,190,000	
	飯田産業	200	2,015.00	403,000	
	日神不動産	200	1,630.00	326,000	
	ゼファー	2	365,000.00	730,000	
	クリード	1	474,000.00	474,000	
	アーネストワン	200	3,030.00	606,000	
	パシフィックマネジメント	2	622,000.00	1,244,000	
	イオンモール	300	5,070.00	1,521,000	
	フージャースコーポレーション	1	530,000.00	530,000	
	タクトホーム	3	138,000.00 625,000.00	276,000	
	エヌ・ティ・ティ都市開発 日本空港ビルデング	1,000	1,079.00	1,875,000 1,079,000	
	スタジオアリス	1,000	2,130.00	213,000	
	NECフィールディング	300	2,045.00	613,500	
	综合警備保障	600	1,753.00	1,051,800	
	カカクコム	1	373,000.00	373,000	
	アイロム	5	70,700.00	353,500	
	ケネディクス	2	491,000.00	982,000	
	電通	15	324,000.00	4,860,000	
	パソナ	3	294,000.00	882,000	
	ネクシィーズ	8	20,700.00	165,600	
	コナミスポーツ	100	1,817.00	181,700	
	サニックス	200	710.00	142,000	
	オリエンタルランド	500	6,390.00	3,195,000	
	ラウンドワン	2	451,000.00	902,000	
	リゾートトラスト	240	3,420.00	820,800	
	ビー・エム・エル	100	2,050.00	205,000	
	もしもしホットライン	50	12,080.00	604,000	
	東急コミュニティー	100	2,915.00	291,500	
	リソー教育	27	8,540.00	230,580	
	グッドウィル・グループ	4	201,000.00	804,000	
	ユー・エス・エス	180	8,010.00	1,441,800	
	東京個別指導学院 カルチュア・コンビニエンス・クラブ	100 300	1,150.00 4,230.00	115,000 1,269,000	
	セントラルスポーツ	100	3,000.00	300,000	
	ピンドフルヘホーフ	100	3,000.00	300,000	

種類	銘柄	株数	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	備考
株券	フルキャスト	2	338,000.00	676,000	
	エイチ・アイ・エス	200	2,605.00	521,000	
	ベンチャー・リンク	1,000	351.00	351,000	
	共立メンテナンス	100	4,050.00	405,000	
	東京テアトル	1,000	453.00	453,000	
	タイトー	3	179,000.00	537,000	
	よみうりランド	1,000	892.00	892,000	
	東京都競馬	3,000	362.00	1,086,000	
	東京ドーム	2,000	636.00	1,272,000	
	トランス・コスモス	200	5,850.00	1,170,000	
	乃村工藝社	1,000	653.00	653,000	
	藤田観光	1,000	750.00	750,000	
	日本管財	200	3,100.00	620,000	
	セコム	1,000	6,390.00	6,390,000	
	メイテック	300	3,750.00	1,125,000	
	アサツー ディ・ケイ	400	3,970.00	1,588,000	
	応用地質	300	1,210.00	363,000	
	大和工商リース	2,000	716.00	1,432,000	
	ベネッセコーポレーション	600	3,870.00	2,322,000	
	ニチイ学館	200	2,750.00	550,000	
	ダイセキ	200	2,135.00	427,000	-
	合計			2,880,329,110	

## 2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

株式関連 (単位:円)

171	· 1/1/51/E				(十四・コノ		
		第1期					
X	イチ 火工	(平成17年11月21日現在)					
分	種類	契約額等		D.	拉伍提头		
			うち1年超	時 価	評価損益		
市場取引	株価指数先物取引 買 建	202,250,000	-	214,690,000	12,425,300		
	合 計	202,250,000	-	214,690,000	12,425,300		

# (注)時価の算定方法

- 1. 国内先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2. 先物取引の評価においては、当該取引所の発表する計算日の清算値段又は証拠金算定基準値段を用いています。

### 2 ファンドの現況

### 純資産額計算書

平成 17 年 12 月 30 日現在

資産総額	2,147,119,666円
負債総額	15,808,224 円
純資産総額( - )	2,131,311,442円
発行済数量	1,428,747,997 □
1万口当り純資産額( / )	14,917 円

# (参考) りそな・日本株式インデックス・マザーファンドの現況 純資産額計算書

平成 17 年 12 月 30 日現在

資産総額	3,552,247,330円
負債総額	- 円
純資産総額( - )	3,552,247,330円
発行済数量	2,440,430,544
1万口当り純資産額( / )	14,556円

## 第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第1期計算期間 (H16.11.19~H17.11.21)	1,996,656,088	898,116,542

(注)設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。



